

資料

建築・都市整備・道路委員会
平成 23 年 2 月 14 日
道 路 局

舞岡上郷線の安全対策等の実施状況について

平成 22 年 12 月 7 日に舞岡上郷線検討委員会から、「舞岡上郷線の安全性の向上について」の報告書が横浜市長あて提出されました。報告書の提言に従い、仮設構造物等の短期的な対策である補修・補強工事の契約、並びに道路区域の決定及び供用開始の手続きを行いましたので報告します。

1 補修・補強工事について

(1) 工事請負業者

株式会社キクシマ

(2) 契約金額

43,470,000円

(3) 工事内容

- ・支保工増設工
- ・塗替塗装工
- ・橋面防水工 など

(4) 工事期間

平成 22 年 12 月 24 日～平成 23 年 3 月 31 日

※平成 23 年 1 月 31 日に近隣住民に対し工事説明会を実施しました。

2 道路法の手続きについて（別紙 参照）

(1) 区域決定及び供用開始の告示内容

（路線名）港南台第 297 号線

（延長）692.98m

（区域決定の幅員）22.00m

（供用開始の幅員）14.20～20.60m

(2) 告示日

平成 23 年 1 月 14 日

横浜市告示第19号

市道区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定の期日

平成23年1月14日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
篠原 第624号線	神奈川区白楽116番の78地先から 同区同 27番の1地先まで	1.50	23.00
六ツ川 第535号線	南区六ツ川二丁目37番の1地先から 同区同 32番の37地先まで	1.90 ないし 2.00	29.59
氷取沢 第275号線	金沢区能見台六丁目45番の1地先から 同区同 42番の3地先まで	1.90 ないし 2.40	260.72
長浜 第83号線	金沢区長浜二丁目63番の20地先から 同区同 123番の11地先まで	1.90	20.09
港南台 第297号線	栄区上郷町543番の1地先から 同区同 町692番の3地先まで	22.00	692.98
保野 第359号線	戸塚区保野町876番の1地先から 同区同 町1,578番の1地先まで	10.74 ないし 13.59	512.89

横浜市告示第20号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の供用開始の期日

平成23年1月14日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
港南台 第297号線	栄区上郷町543番の3地内から 同区同町692番の5地内まで	14.20 ないし 20.60	m 692.98



【工事】

契約結果 入札結果はこちら

発注担当課が「民間」・「病院経営局」とあるものは、それぞれ民間団体又は病院経営局において契約締結をしています。

契約番号	1012010127	発注担当課	道路局建設課
件名	都市計画道路舞岡上郷線(上郷地区)既設橋梁等補修・補強工事		
履行場所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで		
概要	支保工増設工一式、塗替塗装工2,959m ² 、橋面防水工447m ² 、伸縮目地工L=106m、アスファルト舗装工897m ² ほか		
工種	鋼構造		
契約日	平成22年12月24日	履行期間	契約日から平成23年3月31日まで
契約金額(円)	43,470,000		
契約の相手方	株式会社キクシマ		
契約の相手方の所在地	神奈川県横浜市港南区港南台4-39-7		
入札参加資格等	平成22年11月30日 公告 横浜市調達公告(契約番号1012010127)の通り 詳細は発注情報をご覧ください 発注情報はこちら		

[→先頭に戻る](#)

入札結果 契約結果はこちら

予定価格(税抜き:円)	51,020,000	調査基準価格(税抜き:円)	設定なし
入札(見積)日 (電子入札の場合は開札日)	平成22年12月17日	最低制限価格(税抜き:円)	41,199,820

業者名	入札金額(円)	結果
株式会社キクシマ	41,400,000	落札
MRテクノス株式会社	45,000,000	
リバースチール株式会社	47,600,000	
株式会社宏和エンジニアリング	49,800,000	

契約番号
1012010127



工事請負契約書

1 工事名 都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）既設橋梁等補修・補強工事

2 工事場所 栄区上郷町522番地先から701番地先まで

3 工事期間

契約日 平成22年12月24日から
(着手期限 平成23年1月7日)
完成期限 平成23年3月31日まで

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

請負代金額

			¥	4	3	4	7	0	0	0	0
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		

取引に係る消費税及び地方消費税の額*

			¥	2	0	7	0	0	0	0	0
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		

5 前金払

する しない

6 部分払

する(2回以内) しない

7 請負代金の支払場所

横浜市指定金融機関(市庁内)

8 契約保証金

免除 銀行等金融機関による保証
 保証事業会社による契約保証 公共工事履行保証証券(履行ボンド)
 履行保証保険(定額てん補) 契約保証金(現金)

9 特約条項

請負代金の支払に関する特約条項 共同企業体に関する特約条項

10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事

該当する (「分別解体等の方法等」に必要事項を記載の上、契約書に添付のこと)
 該当しない

上記の工事について、発注者横浜市と請負人

株式会社 キクシマ

とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項(特約条項及び「分別解体等の方法等」がある場合、それを含む。)によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年12月24日

発注者

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

契約事務受任者
横浜市総務局長

鈴木 隆

所在地

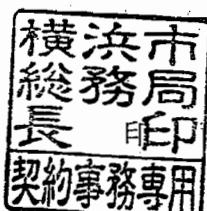
横浜市港南区港南台四丁目39-7

請負人

商号又は名称

株式会社 キクシマ
代表取締役 菊嶋秀生

代表者職氏名



*注

契約書中「4 請負代金額」の「取引きに係る消費税及び地方消費税の額」の算出方法について

消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、次のとおりの算出方法による。

(A) 請負人が課税事業者又は課税事業者のみで結成された共同企業体の場合
請負代金額に105分の5を乗じて得た金額

(B) 請負人が課税事業者と免税事業者とで結成された甲型共同企業体の場合
請負代金額に課税事業者の出資比率を乗じ、これに105分の5を乗じて得た金額

(C) 請負人が課税事業者と免税事業者とで結成された乙型共同企業体の場合
請負代金額のうち課税事業者の分担工事額に105分の5を乗じて得た金額

工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負人(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払い用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施行する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事着手届出書)

- 第3条 乙は、この契約締結後7日以内に工事着手届出書を、甲に提出しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第4条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。請負代金又は工程を変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が必要ないと認めた場合は、内訳書及び工程表を省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、甲があらかじめ設計図書に定めるところによりその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙がこの契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 4 契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 5 乙は、第2項又は第3項に掲げる保証を付した場合は、直ちに、その保証を証する書面を甲に提出しなければならない。

- 6 甲は、請負代金額の変更があった場合において、当初の保証の額と当該変更後の請負代金額に基づいて算出した保証の額との間に差額を生じたときは、当該差額を追徴し、又は返還することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第7条 乙は、工事の全部若しくは主たる部分又は工事のうち他の部分から独立してその機能を發揮する工作物に係る工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

- 第8条 乙は、施工する工事において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他甲の定める事項を、すみやかに甲に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

- 第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第10条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。ただし、市

第15条
つい
当該
使用
2 乙
た工
3 乙
本検
いて!
材料
ろに。
該請
い。
4 監
求さ
じな
5 前項
に応し
員に事
事材料
の場合
行を通
し、監
日以降
6 第1
等の訴
(支給
第16条
及び質
量、品
定める
2 監督
会いの
なけれ
名、数
又は使
に通知
3 乙は
しを受
ければ
4 乙は
又は貸
れたか
の旨を
5 甲は
合にお
くは貸
は支給
能を変
当該支
6 甲は
数量、
ること
7 甲は
工期又
費用を

長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限(他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。)に属する契約について特に認めた場合には、その氏名を乙に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 甲は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、緊急を要する場合は、書面によらないことができる。

5 甲が監督員を置いたときは、乙は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 乙は、現場代理人、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者(同条第2項に規定する監理技術者を置かなければならぬ工事については、監理技術者とする。以下「主任技術者」という。)及び同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者(以下「専門技術者」という。)を定めたときは、この契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、工事現場への常駐については、特に甲が認めた場合には、この限りでない。

3 現場代理人は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の書面の受理並びに同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限行使することができる。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(施工体制台帳の提出等)

第11条の2 この契約を締結するための入札において、甲が契約規則(市長又はその委任を受けた者の権限に属する契約にあっては横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則をいう。

以下同じ。)第13条の2に規定する調査基準価格を設定し、かつ乙がその金額を下回る金額で入札を行い契約を締結した場合、乙は、下請負代金の額にかかわらず、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳(以下、「施工体制台帳」という。)を作成し、その写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の乙は、建設業法第24条の7第2項に規定する下請負人の義務について、施工する工事の下請負人に対して協力を求めなければならない。

3 第1項の乙は、甲から、主任技術者や専門技術者の配置状況その他の工事現場の施工体制について施工体制台帳に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

4 第1項の乙は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の6に規定する施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(履行の報告)

第12条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

(工事関係者に対する措置請求)

第13条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を実行するために使用している下請負人、労働者等で工事の実行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。乙は、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を得ないで工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定された日から7日以内に、これを工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

かつ
場合、乙
第1項に
を作成

青負人の
めなけれ

動状況そ
のいる
を拒んで

第14号)
工事現場
見げなけ

の履行に

明技術者
の執
その理
請求する

と現場代
めに使用
き著しく
の理由を
すること

請求に係
0日以内

認められ
、必要な

求に係る
日以内に

ころによ
は、中等

下この条
事材料に
ならない。
とする。
該請求を

を得ない

決定され
に、これ

第15条 乙は、設計図書に監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書に監督員の立会いの上施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施行しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施行をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求があった日から7日以内に、これを提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに乙の請求に応じないためその後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施行することができる。この場合においては、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施行を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求があったときから7日以内に、これを提出しなければならない。

6 第1項の見本検査及び第3項又は前項の見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 甲から乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当ないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがり、使用に適当ないと認めたときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は乙に対して、その理由を明示した書面をもって、当該支給材料又は貸与品の使用を請求しなければならない。

6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 乙は、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならぬ。

(工事用地の確保等)

第17条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施行上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り付けて、甲に明け渡さなければならぬ。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取付を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取付を行なうことができる。この場合には、乙は、甲の処分又は修復若しくは取付について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取付に要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第18条 乙は、工事の施行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならぬ。

2 甲は、前項の不適合が監督員の指示による等甲の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 監督員は、乙が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施行部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項に定めるものを除くほか、監督員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施行部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第19条 乙は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が互いに一致しないこと。（これらの優先順位が定

- められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤り又は記載漏れがあること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号のいずれかに該当し、設計図書を訂正する場合 甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行なった場合において、甲は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- （設計図書の変更）
- 第20条 甲は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- （設計図書の変更に係る乙の提案）
- 第20条の2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、契約後VE方式実施要綱（市長又はその委任を受けた者の権限に属する契約にあっては横浜市契約後VE方式実施要綱、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては横浜市水道局契約後VE方式実施要綱、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては横浜市交通局契約後VE方式実施要綱をいう。）の定めるところにより、甲に提案することができる。
- 2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。
 - 3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならぬ。
- （工事の一時中止）
- 第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施行できないと認められるときは、甲は、工事の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止の内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用等の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- （工期の延長）
- 第22条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長を請求することができる。
- （工期の短縮）
- 第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して、工期の短縮を請求することができる。
- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、甲は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- （工期の変更の方法）
- 第24条 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、工期を変更し、乙に通知する。
- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に甲が当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。
- (1) 第16条第7項の規定による工期の変更 第16条第5項の規定により他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日若しくは支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは支給材料若しくは貸与品の使用の請求を受けた日又は第16条第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡

	場所若しくは引渡時期を 変更した日	負代金額の変更	規定により工事の一時 中止の内容の通知を受け た日
(2) 第18条第2項の規定による工 期の変更	同条第1項の規定により 改造の請求を受けた日	(6) 第23条第3項の規定による請 負代金額の変更	同条第1項の規定により、 工期の短縮の請求を受け た日又は同条第2項の規 定により通常必要とされ る工期に満たない工期へ の変更の請求を受けた日
(3) 第19条第5項の規定 による工期の変更	同条第4項の規定により 設計図書の訂正又は変更 を行った日		
(4) 第20条の規定による工期の変 更	同条の規定により設計図 書の変更の内容の通知を 受けた日		
(5) 第21条第3項の規定による工 期の変更	同条第1項又は第2項の規 定により工事の一時中 止の内容の通知を受けた 日		
(6) 前条第1項の規定による工 期の変更	同項の規定により工期の 短縮の請求を受けた日		
(7) 前条第2項の規定による工 期の変更	同項の規定により通常必 要とされる工期に満たな い工期への変更の請求を 受けた日		
(請負代金額等の変更の方法)			
第25条 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、 第21条第3項又は第23条第3項の規定による請負代金額の変更 については、当該契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して 定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が 成立しない場合には、甲は、請負代金額を変更し、乙に通知する ものとする。			
2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、 乙に通知する。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 該各号に定める日から7日以内に甲が当該協議の開始の日を通知 しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知する ことができる。			
(1) 第16条第7項の規定による請 負代金額の変更	第16条第5項の規定によ り他の支給材料若しくは 貸与品の引渡しを受けた 日若しくは支給材料若し くは貸与品の品名、数量、 品質、規格若しくは性能 を変更した日若しくは支 給材料若しくは貸与品の 使用の請求を受けた日又 は第16条第6項の規定に より支給材料若しくは貸 与品の品名、数量、品質、 規格若しくは性能、引渡 場所若しくは引渡時期を 変更した日		
(2) 第18条第2項の規定による請 負代金額の変更	同条第1項の規定により 改造の請求を受けた日		
(3) 第19条第5項の規定による請 負代金額の変更	同条第4項の規定により 設計図書の訂正又は変更 を行った日		
(4) 第20条の規定による請負代金 額の変更	同条の規定により設計図 書の変更の内容の通知を 受けた日		
(5) 第21条第3項の規定による請 負代金額の変更	同条第1項又は第2項の 規定により工事の一時中 止の内容の通知を受けた 日		
(請負契約締結の日)			
第26条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過 した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により 請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して、 請負代金額の変更を請求することができる。			
2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残 工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する 請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金 額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代 金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工 事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に 応じなければならない。			
3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった 日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、 当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、 甲は、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定め、 乙に通知する。			
4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の 変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、 第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づ く請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。			
5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における 価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認めら れるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額 の変更を請求することができる。			
6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内 において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請 負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の 規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。			
7 前2項の規定による請求があった場合において、当該請負代金 額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議 の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は 請負代金額を変更し、乙に通知する。			
8 第3項又は前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を 聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が第1項、第5項又は第 6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開 始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、 甲に通知することができる。			
(臨機の措置)			
第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機 の措置を執らなければならない。この場合において、必要がある と認めるときは、乙は、あらかじめ、監督員の意見を聽かなければ ならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限			

- りでない。
- 2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害の防止その他工事の施工上特に必要があると認めるとときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。
- (一般的損害)
- 第28条 工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料（支給材料を含む。第30条及び第47条において同じ。）又は建設機械器具（貸与品を含む。第30条及び第47条において同じ。）について生じた損害その他工事の施工に関する生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
- (第三者に与えた損害)
- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、次项に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
- 2 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。
- (不可抗力による損害)
- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたときは、当該基準に該当するものに限る。）であって甲乙双方の責めに帰すことができないもの。（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、工事仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後、直ちに、その状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を、乙に通知しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して、当該損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において同じ。）による費用の負担を求めることができる。
 - 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、工事仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第4項の規定による検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る。以下この条において「損害額」とい
- う。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- (請負代金の変更に代える設計図書の変更)
- 第31条 甲は、第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第23条第3項、第26条第2項、第4項、第5項若しくは第6項、第27条第4項、第28条ただし書、第30条第4項若しくは第6項又は第34条第3項の規定により請負代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき請負代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計図書の変更の内容を定め、乙に通知しなければならない。
- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に甲が当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - (1) 第16条第7項の規定による請負代金額の変更又は費用の負担
第16条第5項の規定により他の支給材料若しくは貸与品の引渡しを受けた日若しくは支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した日若しくは支給材料若しくは貸与品の使用の請求を受けた日又は第16条第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、

- (以下
100
ると
存価
恵す
差し
認め
償却
る償
機能
た額
における
「当該
なり片
を超
ら既
適用
・
・項
・第4
・書
・り請
・いて、
・トべき
・きる。
・て定め
・が成
・通知
・定め、
・シ、當
・を通知
・歎す
・によ
・くは
・けた
・若し
・数量
・性能
・は支
・品の
・日又
・規定に
・は貸
・品質、
- 規格若しくは性能、引渡
場所若しくは引渡時期を
変更した日
- (2) 第18条第2項の規定による請
負代金額の変更又は費用の負担
- (3) 第19条第5項の規定による請
負代金額の変更又は費用の負担
- (4) 第20条の規定による請負代金
額の変更又は費用の負担
- (5) 第21条第3項の規定による請
負代金額の変更又は費用の負担
- (6) 第23条第3項の規定による請
負代金額の変更又は費用の負担
- (7) 第26条第2項又は第4項の規
定による請負代金額の変更
- (8) 第26条第5項の規定による請
負代金額の変更
- (9) 第26条第6項の規定による請
負代金額の変更
- (10) 第27条第4項の規定による費
用の負担
- (11) 第28条ただし書の規定による
費用の負担
- (12) 第30条第4項又は第6項の規
定による費用の負担
- (13) 第34条第3項の規定による
費用の負担
(検査及び引渡し)
- 第32条 乙は、工事が完成したときは、直ちに、その旨を甲に通知
しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、第1条第9項の
規定にかかわらず、通知を受けた日から起算して14日以内に、乙
の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該
検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、
甲は、必要があると認められるときは、当該理由を乙に通知して、
工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の
負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が引
渡しを申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受け
- なければならぬ。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完
了と同時に当該工事目的物を引き渡すべきことを請求する能够
である。この場合においては、乙は、直ちに、その引渡しをしな
ければならない。
- 6 前2項の引渡しは、監督員及び乙の立会いの下に、書面をもつ
て行うものとする。
- 7 乙は、工事が第2項の規定による検査に合格しないときは、直
ちに、修補して甲の検査を受けなければならない。この場合にお
いては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用
する。
- (請負代金の支払)
- 第33条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、請
負代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、第1条第9項の
規定にかかわらず、請求を受けた日から起算して40日以内に請負
代金を支払わなければならぬ。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査
をしないときは、第1条第9項の規定にかかわらず、その期限を
経過した日から起算して検査をした日までの期間の日数は、前項
の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとす
る。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超える
ときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日にお
いて満了したものとみなす。
- (引渡し前の使用)
- 第34条 甲は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前に
おいても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用する
ことができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の
注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたとき
は、必要な費用を負担しなければならない。
- (前金払)
- 第35条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保
証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5
項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、そ
の保証証書を甲に提出して、請負代金額の10分の4以内の前払金
の支払を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日
から14日以内に前払金を支払わなければならぬ。
- 3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払
金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）
に關し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限
とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に提出して、請負代
金額の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求する能够
である。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、次
項に定める甲の認定を受けられないときは、請求することができ
ない。
- 4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あ
らかじめ、中間前払金の支払対象者に該当することについて、甲
の認定を受けなければならない。
- 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増
額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の
支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（第
3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは中間前
払金額を加算した金額、以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の

範囲内で前払金（第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲が定め、乙に通知する。

8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、著しく請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。

（前払金の使用等）

第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第38条 乙は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに甲が部分払の対象とすることを認めた工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定するところによる。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

4 甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、当該理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

6 乙は、第4項の規定による確認の通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求が

あった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならぬ。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高は、甲乙協議して定める。ただし、前項の請求を受けた日から10日以内に当該協議が成立しないときは、甲は出来高を定め、乙に通知する。

部分払金の額△（出来高一既に部分払の対象となつた出来高（以下「前回出来高」という。））

$$\times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{出来高一前回出来高}}{\text{請負代金額}}$$

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、甲が設計図書に工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 乙は、甲が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第41条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要ではなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第32条第4項又は第5項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しの日から次に定める期間までに行わなければならぬ。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

（1）鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、鉄骨造、組積造、土造その他これらに類するものによる建物その他の土地の工作物又は地盤 2年

（2）舗装 1年
（3）前2号に定めるもの以外のもの 1年

3 前項の規定にかかわらず、この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項の住宅新築請負契約の場合は、工事目的物に住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）があるときは、修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

4 前別段の規定による部分払金の額△（出来高一既に部分払の対象となつた出来高（以下「前回出来高」という。））

5 甲には、負れば、ただしでない

6 甲には、ときには滅失行使し

7 第1しくはただしがらこ（履行第42条とがでること）

2 前項負代金政府契第8条した額を、そ捨てる

3 甲のいて準場合に約日に法律第率を乗じときは端数を全すること（談合等第42条のするときして甲の（1）乙確保といが、一定に運第8条といの3付命ナ納付金たとき（2）前号令（独含む。独占算ったと（3）確定

- ばなら
ルで、
けた日
を定め、
- 先だつ
分」と
たとき
と、「工
同条第
恵する
- 準用さ
めてそ
事の全
において
旨を甲
における
額を変
は労働
の施行の
をぼした
- て当該か
に損害の
ではなく、
修補を
- 32条第
の規定
ばならな
主じた場
2年
- 1年
1年
呆の促進
住宅新築
等に関す
分のかし
あるとき
10年と
- 4 前2項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
 - 5 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が当該かしがあることを知っていたときは、この限りでない。
 - 6 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、第2項、第3項又は第4項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の事実を知った日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 7 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその支給材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第42条 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第42条の2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「乙等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときはを含む。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、乙等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止

法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかになないと認められるとき。

(3) 第11条第1項に掲げる主任技術者を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(6) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額(第46条第1項の規定により甲が引渡しを受ける出来形部分等があったときは、これに相応する請負代金額を控除した額とする。)の10分の1以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第43条の2 甲は、この契約に関して、乙が第42条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第44条 甲は、工事が完成しない間は、第43条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定による設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定によるこの工事の施行の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。
(解除に伴う措置)
- 第46条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとともに、当該引渡しを受けた出来形部分等に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、当該理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定又は公共工事の前払金に関する規則(昭和37年3月横浜市規則第14号)第10条の2、横浜市水道局公共工事の前払金に関する規程(平成4年3月水道局規程第2号)第12条若しくは横浜市交通局公共工事の前払金に関する規程(昭和52年8月交通局規程第13号)第12条の各規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条又は契約規則第79条の2の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項の出来形部分等に相応する請負代金額から控除する。この場合において、乙は、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- (1) 解除が第43条及び第43条の2の規定に基づくとき。
当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額
- (2) 解除が前2条の規定に基づくとき。
当該余剰額
- 4 乙は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、その返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が解除になった場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の支給材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合においては第17条第4項の規定を準用する。
- 8 第4項前段又は第5項前段の規定により乙が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 解除が第43条及び第43条の2の規定に基づくとき。
甲が定める。
- (2) 解除が前2条の規定に基づくとき。
乙が甲の意見を聴いて定める。
- 9 第4項後段、第5項後段及び第6項の規定により乙が執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
(火災保険等)
- 第47条 乙は、工事目的物、工事材料及び建設機械器具を設計図書に定めるところにより、直ちに、火災保険その他の保険(これに準ずるものも含む。以下同じ。)に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険の契約を締結したときは、直ちに、その証券又はこれに代わるものを作成し、甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物、工事材料又は建設機械器具を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。
(あっせん又は調停)
- 第48条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が成立しなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等の工事の実行又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- (仲裁)
- 第49条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付すことについて協議するものとする。
- 2 前項の協議に基づき仲裁に付す場合においては、甲及び乙は、この契約とは別に仲裁合意書を取り交わすものとする。
- (補則)
- 第50条 この約款に定めのない事項については、契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

分別解体等の方法等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に基づく書面

(契約書記載の工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入し、契約書に添付すること。)

1 分別解体等の方法

(以下の(1)、(2)、(3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄の該当するものにレを付すこと。)

(1) 建築物に係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(2) 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(解体工事のみ)	再資源化等の方法 特定建物 アスファルト コンクリート
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他(舗装)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

2 解体工事に要する費用 (請負人の見積金額)

(上記1(1)の場合及び(3)で解体工事の場合のみ記載すること)

1,184,220 円 (消費税及び地方消費税を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

次頁のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (請負人の見積金額)

81,084 円 (消費税及び地方消費税を含む)

のみ)

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

平成 22 年度	一般会計歳出 第11款 第01項 第07目 第15節 第01細節				
平成 年 月 日提出	工期	平成 23 年 3 月 31 日まで			
設 計 書					
工事名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）既設橋梁等補修・補強工事				
工事場所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで				
工事概要	<p>橋面防水工</p> <p>撤去工 補装版切断工90m、路面切削工467m²、補装版破碎工430m²</p> <p>橋面防水工 塗膜系防水447m²、伸縮目地工106m</p> <p>アスファルト補装工 アスファルト補装工897m²、不陸整正工215m²</p> <p>付帯工 区画線設置130m、高視認性区画線設置59m</p> <p>橋梁補修工</p> <p>仮設工 枠組足場工1246m²、K1橋吊足場1式、K2橋吊足場1式、K3橋吊足場1式</p> <p>敷鉄板設置撤去63m²</p> <p>支保工増設工 プラケット設置工44箇所、隅部ピース設置工（K1橋）52箇所</p> <p>隅部ピース設置工（K2橋）28箇所、山留頭部補強工33m</p> <p>塗装工 塗替塗装（素地調整、下塗2回、中塗、上塗）2959m²</p> <p>コンクリート充填工 コンクリート打設13m³、モルタル練工21m³</p> <p>安全費 交通誘導員（昼間）250人 交通誘導員（夜間）55人</p>				
施工理由	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）における既設橋梁等の補修を行うものです。				

設 計 金 額

内訳 工 事 價 格

消費税及び地方消費税相当額

適用年版	平成22年10月1日基準
施工地域・工事場所区分	市街地(大都市)
適用工種	鋼橋架設工事
調整区分	

※設計記載内容の注意事項

この設計書に記載されている【入力条件】は、積算のための考え方を示したものであり
契約事項ではありません。

本工事内訳書

費目 工種 種別 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
橋面防水工	式				
		1			
橋面防水工	式				
		1			
撤去工	式				第 0001 号 内訳書
		1			
橋面防水工	式				第 0002 号 内訳書
		1			
アスファルト舗装工	式				第 0003 号 内訳書
		1			
付帯工	式				第 0004 号 内訳書
		1			
橋梁補修工	式				
		1			
橋梁補修工	式				
		1			
仮設工	式				第 0005 号 内訳書
		1			
支保工増設工	式				第 0006 号 内訳書
		1			
塗装工	式				第 0007 号 内訳書
		1			
コンクリート充填工	式				第 0008 号 内訳書
		1			
直接工事費計	式				
		1			
共通仮設費計	式				
		1			

本工事内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬費				式	1			第 0910 号 内訳書
安全費				式	1			第 0930 号 内訳書
イメージアップ経費（率分）				式	1			
共通仮設費（率分）				式	1			
純工事費				式	1			
現場管理費				式	1			
工事原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
工事価格				式	1			
消費税及び地方消費税相当額				式	1			
工事費計				式	1			

第 0001 号 撤去工

内訳書

1式

当り

適用年版

H2210

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00005 :夜 間 舗装版切断工	WB430510 m				
[入力条件]…アスファルト舗装版, 20cm以下		90			
00144 Z100022465 小型路面切削機路面切削工 夜間 W=100cm t=5cm 積込 : BH0, 2m3	Z100022465 m2				
		467			
00147 :夜 間 ダンプトラック運搬 (切削廃材・4t)	WB210750 m 3				
[入力条件]…パック枕山積0.28m3(平 積0.2m3), 土砂, 有, 3.5km以下, 良好		23			
00040 Z100009857 建設廃材処理料 切削廃材 指定処分	Z100009857 m 3				
		23			
00007 :夜 間 アスファルト舗装版破碎工(人力施 工)	WB430410 m2				
[入力条件]…有, 40mm以下		430			
00043 :夜 間 ダンプトラック (2t) 運搬 (A s 殻)	WB224280 m 3				
[入力条件]…無筋コンクリート・アスファルト, 有, 3.5以下		12			
00015 Z100009724 建設廃材処理料 アスファルト殻 指定処分	Z100009724 m 3				
		12			
合 計					

第 0002 号 橋面防水工

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00001 :夜 間 塗膜系防水（車道部） [入力条件]…補修, 無, m/100m2, 有, 25.7 m/100m2, 有	WB812920 m 2				
		232			
00169 :夜 間 塗膜系防水（歩道部） [入力条件]…補修, 無, m/100m2, 有, 55.4 m/100m2, 有	WB812920 m 2				
		215			
00160 伸縮目地工（夜間）	TJ0020 m				
		106			
合 計					

第 0003 号 アスファルト舗装工

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00004 :夜 間 WB410240 アスファルト舗装工 (機械) (密粒 (13)改質As I t=5cm) [入力条件]…50 mm, 車道及び路肩, 3.0m < b, 無, 各種, 標準以外, 2.35 t/m3, 排出ガス対策型(第1次基準値), 排出ガス対策型(第1次基準値), ホイール型2.4—6.0m	m 2	232			タックコート無
00065 :夜 間 WB410240 アスファルト舗装工 (機械) (密粒 (13)改質As I t=5cm) [入力条件]…50 mm, 車道及び路肩, 3.0m < b, 有, タックコート PK-4(標準), 無, 各種, 標準以外, 2.35 t/m3, 排出ガス対策型(第1次基準値), 排出ガス対策型(第1次基準値), ホイール型2.4—6.0m	m 2	235			タックコート有
00165 :夜 間 WB410240 アスファルト舗装工 (機械) (再密 As t=3cm) [入力条件]…30 mm, 歩道, 1.4 ≤ b ≤ 3.0m, 無, 再生密粒度アスファルト混合物(13), 標準, t/m3, クローラ型1.4—3.0m	m 2	215			タックコート無
00166 :夜 間 WB410240 アスファルト舗装工 (機械) (再密 As t=3cm) [入力条件]…30 mm, 歩道, 1.4 ≤ b ≤ 3.0m, 有, プライムコート PK-3(標準), 無, 再生密粒度アスファルト混合物(13), 標準, t/m3, クローラ型1.4—3.0m	m 2	215			プライムコート有
00162 :夜 間 WB410040 不陸整正工 (歩道・補足材有) [入力条件]…30 mm, 再生クラッシャーラン RC-40, 下層路盤	m 2	215			
合 計					

第 0004 号 付帶工

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	単 價	金 額	摘 要
00126 :夜 間 WB810210 区画線設置	m				
[入力条件]…溶融式手動, 実線・ゼブラ 15cm, 100m以上500m未満,無,有,無,無,無		119			
00148 :夜 間 WB810210 区画線設置	m				
[入力条件]…溶融式手動, 矢印・記号・文字 15cm換算, 100m以上500m未満,無,有,無,無,無		11			
00149 :夜 間 WB810310 高視認性区画線設置	m				
[入力条件]…リピ式(溶融式) 実線 20cm, 100m未満,無,有,無		59			
00127 :夜 間 WB812380 道路付属物撤去工(道路鋤)	個				
[入力条件]…穿孔式, 30個未満, 有, 無		10			
00128 :夜 間 WB812340 道路付属物設置工(道路鋤設置) (材 料再利用)	個				
[入力条件]…大型鋤, 手間のみ, 大型鋤 両面反射 穿孔 アル幅20cm, 30個未満, 有, 無		10			
00129 :夜 間 WB812410 道路付属物撤去工(車線分離標)	本				
[入力条件]…穿孔式(3本脚), 30本未満, 有, 無		2			
00131 :夜 間 WB812400 道路付属物設置工(車線分離標[ラバ ーポール]設置) (材料再利用)	本				
[入力条件]…着脱式(穿孔式・3本脚) , 手間のみ, 本体(柱)径 ϕ 80~ ϕ 250高650, 30本未満, 有, 無		2			
合 計					

第 0005 号 仮設工

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00021 枠組足場工	WB252110 [入力条件]…手摺先行型枠組足場, 必要, 標準(1.0)	掛 m 2			
			1,246		
00143 K1橋吊足場	AM001 式	1			
00158 K2橋吊足場					
00159 K3橋吊足場	AM003 式	1			
00167 敷鉄板設置撤去					
[入力条件]…設置・撤去, 標準(1.0)	m 2	63			
00168 敷鉄板貯料	WB253630 [入力条件]…22×1524×3048, 66 日, 有, 無, t/枚	枚	14		
合 計					

第 0006 号 支保工増設工

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	单 価	金 额	摘 要
00133 プラケット設置工 足場含む	TJ0030	箇所			
			44		
00161 隅部ピース設置工 K1橋 足場含む	TJ0060	箇所			
			52		
00134 隅部ピース設置工 K2橋 足場含む	TJ0040	箇所			
			28		
00135 山留頭部補強工 足場含む	TJ0050	m			
			33		
00136 副部材(A)資材費 (新品) 隅部ピース	Z100020926	t			
			2.96		
00137 副部材(B)資材費 (新品) プラケット	Z100020933	t			
			0.176		
00138 溝形鋼(大形) 資材費 (新品) 8×200×90 SS400	Z 01090100	t			
			1.018		
合 計					

第 0007 号 塗装工

内訳書

1式 当り

適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
00013 WB811600 塗替塗装（素地調整） [入力条件]…素地調整, 無, 1000m2以上, 無, 無, 3種ケルA(動力工具、手工具の併用)					
[入力条件]…素地調整, 無, 1000m2以上, 無, 無, 3種ケルA(動力工具、手工具の併用)	m 2	2,959			
00014 WB811600 塗替塗装（下塗り2回） [入力条件]…下塗り, 無, 1000m2以上, 無, 無, 鉛・クロムフリーさび止(2回) はけ・ローラー					
[入力条件]…下塗り, 無, 1000m2以上, 無, 無, 鉛・クロムフリーさび止(2回) はけ・ローラー	m 2	2,959			
00022 WB811600 塗替塗装（中塗り） [入力条件]…中塗り, 無, 1000m2以上, 無, 無, 長油性アルキド樹脂塗料 はけ・ローラー, 淡彩					
[入力条件]…中塗り, 無, 1000m2以上, 無, 無, 長油性アルキド樹脂塗料 はけ・ローラー, 淡彩	m 2	2,959			
00023 WB811600 塗替塗装（上塗り） [入力条件]…上塗り, 無, 1000m2以上, 無, 無, 長油性アルキド樹脂塗料 はけ・ローラー, 濃彩					
[入力条件]…上塗り, 無, 1000m2以上, 無, 無, 長油性アルキド樹脂塗料 はけ・ローラー, 濃彩	m 2	2,959			
合 計					

第 0008 号 コンクリート充填工

内訳書

1式 当り

適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
00035 WB240010 無筋・鉄筋構造物コンクリートポン プ車打設 [入力条件]…24-8-25(20)(高炉), 無筋構造物, 10m3以上300m3未満, 一般養生, 無, 標準, 標準, 時間, 無, m					
[入力条件]…24-8-25(20)(高炉), 無筋構造物, 10m3以上300m3未満, 一般養生, 無, 標準, 標準, 時間, 無, m	m 3	13			
00036 WB240060 モルタル練工 [入力条件]…普通, 1:3					
[入力条件]…普通, 1:3	m 3	21			
合 計					

第 0910 号 運搬費

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00074 WB010020 仮設材の運搬(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)(往復分) [入力条件]…円/t, 各種(実数入力), 0, 無, 円/t	t				
		11.2			
00075 WB010030 仮設材の積込み取卸し費 [入力条件]…積込み取卸し(往復分)	t				
		11.2			
合 計					

第 0930 号 安全費

内訳書 1式 当り
適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00017 R0804 交通誘導員B (昼間)	人				
		250			
00018 :夜 間 R0804 交通誘導員B (夜間)	人				
		55			
合 計					

下 AM001 号 K1橋吊足場

内訳書 1式 当り

適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	单 価	金 領	摘 要
00170 WB470640 主体足場(パイプ吊足場)	m 2				
[入力条件]…ブレートガーダ・ボックスガード, 設置・撤去・賃料, 1.5月		109			
00171 WB470690 朝顔	m 2				
[入力条件]…ブレートガーダ・ボックスガード, 設置・撤去・賃料, 1.5月, 両側朝顔		109			
00172 WB470720 板張防護工	m 2				
[入力条件]…設置・撤去・賃料, 1.5月, 両側朝顔		109			
合 計					

下 AM002 号 K2橋吊足場

内訳書 1式 当り

適用年版 H2210

名 称	単 位	数 量	单 価	金 領	摘 要
00174 WB470640 主体足場(パイプ吊足場)	m 2				
[入力条件]…ブレートガーダ・ボックスガード, 設置・撤去・賃料, 1.6月		184			
00175 WB470690 朝顔	m 2				
[入力条件]…ブレートガーダ・ボックスガード, 設置・撤去・賃料, 1.6月, 両側朝顔		184			
00176 WB470720 板張防護工	m 2				
[入力条件]…設置・撤去・賃料, 1.6月, 両側朝顔		184			
合 計					

下 AM003 号 K3橋吊足場

内訳書 1式 当り

適用年版 H2210

名 称	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
00178 WB470640 主体足場(パイプ吊足場)	m 2				
[入力条件]…プレートガーダ・ボックスガーダ, 設置・撤去・賃料, 0.7月		100			
00179 WB470690 朝顔	m'2				
[入力条件]…プレートガーダ・ボックスガーダ, 設置・撤去・賃料, 0.7月, 両側朝顔		100			
00180 WB470720 板張防護工	m 2				
[入力条件]…設置・撤去・賃料, 0.7月, 両側朝顔		100			
合 計					

現場説明書

道建第4719号

平成22年11月18日

入札参加者様

道路局建設部建設課担当課長 佐野 宣司

工事名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）既設橋梁等補修・補強工事
工事担当課	道路局建設部建設課
担当者	萩原 良平 TEL 045-671-2751
内容	<p>1 本工事の監督は栄土木事務所で行います。</p> <p>2 本工事は、土木工事検査書類作成要領のⅠ工事を適用します。</p> <p>3 工事着手前に設計図書の照査を行い、施工計画書を監督員に提出して下さい。</p> <p>4 工事に伴う疑義が生じたときは、速やかに監督員と協議をして下さい。</p> <p>5 本工事の施工にあたっては、安全管理及び地元対応等に十分に注意してください。</p> <p>6 工事施工中の交通処理については、所轄警察署と十分な調整を行ってください。</p> <p>7 交通誘導員B(昼間250人、夜間55人)は交通管理者との協議により変更が生じことがあります。</p> <p>8 本工事の設計内容を十分把握し、工事の施工にあたりその内容を住民等に周知し、トラブルの発生を防止してください。</p> <p>9 工事着手前に、周辺住民を対象とした工事説明会を行う必要があります。</p> <p>10 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事に該当します。</p> <p>11 積算にあたって図面と設計書に数値の不整合があるときは、設計書の数値を積算数値として下さい。</p> <p>12 施工協議、条件により数量等に変更が生じた場合は、別途協議します。</p>

(注)

設計図書等（設計書、図面、仕様書、現場説明書等含む）に対する質問があるときは、書面による質問書を社名が記載された封筒に入れ、平成22年12月3日（金）正午までに、道路局建設課（横浜関内ビル6階）の受付箱に投函してください。質問回数は1回とします。

質問回答書は、平成22年12月9日（木）に道路局のホームページに掲載します。

<http://www.city.yokohama.jp/me/douro/tender/index.html>

なお、質問に対する回答は、本市の一般競争入札及び指名競争入札有資格者名簿に登録されている建設業者を前提として取り扱います。また、回答は、入札参加を前提とした設計図書に関する質問に対してのみ行います。

仕様書(横浜市道路局)

平成22年4月1日

道路局(区を含む)が発注する請負工事等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は次のとおりとする。

仕様書等(使用はレ)

	[改定年月日]	[掲載図書]
<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市土木工事共通仕様書	(平成18年4月)	[都市整備局公共事業調査課HP]
<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事施工要領(施工管理基準等)	(平成22年4月)	[道路局技術監理課HP]
<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務要領	(平成22年4月)	[道路局技術監理課HP]
<input checked="" type="checkbox"/> 道路構造物標準図集	(平成22年4月)	[道路局技術監理課HP]
<input type="checkbox"/> 河川標準構造図	(平成21年3月)	[道路局技術監理課HP]
<input checked="" type="checkbox"/> 施工条件明示【明示事項参照】	(平成18年4月1日)	[土木工事施工要領]
<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の使用及び建設副産物の処理に関する特記仕様書	(平成22年4月1日)	
<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ新登録における取扱い特記仕様書	(平成21年8月18日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法等指定に関する特記仕様書	(平成20年4月10日)	[土木工事施工要領]
<input checked="" type="checkbox"/> 建設業のイメージアップに関する特記仕様書	(平成9年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 境界標特記仕様書	(平成18年4月1日)	
<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト混合物事前審査制度における特記仕様書	(平成8年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 段階点検制度における特記仕様書	(平成9年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 安全管理指定工事特記仕様書	(平成17年8月1日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 橋梁塗装塗替工特記仕様書	(平成15年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 横断歩道橋塗装塗替工特記仕様書	(平成15年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 電気設備工事仕様書	(平成9年4月1日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 復元測量特記仕様書	(平成18年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 道路鉄(自発光式)の製作設置工事に関する特記仕様書	(平成10年8月1日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書	(平成14年4月1日)	
<input type="checkbox"/> ねじれ抵抗性改善型排水性混合物に関する特記仕様書	(平成17年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 契約後VE方式に関する特記仕様書	(平成16年4月7日)	
<input type="checkbox"/> 中間技術検査に関する特記仕様書	(平成16年4月7日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品に関する特記仕様書	(平成21年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 保水性舗装に関する特記仕様書	(平成18年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 遮熱性舗装に関する特記仕様書	(平成18年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 排水性舗装のトップコートに関する特記仕様書	(平成17年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 溶融噴射式路面カラー塗装に関する特記仕様書	(平成21年8月1日)	
<input type="checkbox"/> 貼付式路面標示シートに関する特記仕様書	(平成19年7月1日)	
<input type="checkbox"/> 道路緑化工事に関する特記仕様書	(平成21年12月1日)	
<input type="checkbox"/> 損害補償業務特記仕様書	(平成19年4月1日)	
<input type="checkbox"/> 河川工事等特記仕様書	(平成22年2月1日)	

請負人は、次の事項を遵守しなければならない。

- 個人情報取扱特記事項 (平成18年3月)
工事の着手にあたっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 (平成17年9月)
建設副産物が発生する請負金額100万円以上の工事は再生資源利用計画書等を作成すること。

適用図書とその入手先

横浜市土木工事共通仕様書

都市整備局公共事業調査課のホームページにPDF形式のファイルを掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。アドレスは

<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/kokyo/index.html>

土木工事施工要領、設計業務要領、道路構造物標準図集

道路局技術監理課のホームページにPDF形式のファイル及びWord、Excel形式の様式を掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。アドレスは

<http://www.city.yokohama.jp/me/douro/gijutsukanri/index.html>

再生材の使用及び建設副産物等の処理に関する特記仕様書

横浜市道路局
平成22年4月1日

本工事の実施にあたっては、請負人は本市が推進している建設副産物の処理に関するリサイクルの理念を理解し、本工事で使用する加熱アスファルト混合物及び路盤材は、本工事で発生するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊などの建設廃棄物から再利用により得られる再生材を使用することを原則とする。

そのため、請負人は本工事によって発生する建設廃棄物を本市に登録されている再資源化施設に搬入し、その再資源化施設で製造する再生材を使用することとともに、本特記仕様書及び横浜市土木工事共通仕様書の各項目を遵守し工事を実施するものとする。

本特記仕様書に掲げる用語の定義

- 一 「建設副産物」とは、道路工事に伴い副次的に得られる物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、道路工事に伴い副次的に得られる土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再利用」とは、道路工事で得られる建設副産物を再利用すること(再資源化を含む)をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を道路工事等の資材、材料または工業原料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「再資源化施設」とは、道路工事で排出する再利用可能な建設廃棄物を受け入れ、再生材を製造できる施設をいう。
- 七 「登録施設」とは、再資源化施設のうち、環境創造局の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に記載され、道路工事で利用できる施設をいう。
- 八 「再生材」とは、本市に再資源化施設として登録されている施設で製造され、道路工事で利用できる物品をいう。

1 再生材使用の原則

(1) 工事で使用する再生材

工事で使用する再生材は、原則として工事で発生して排出される建設廃棄物を、再資源化のため搬入する再資源化施設で製造される再生材とする。

(2) 工事で発生して排出する建設廃棄物

工事で発生して排出する建設廃棄物とは、原則として別紙「建設副産物の利用及び受入の条件」の「1 再資源化施設(再利用可能な建設廃棄物)」別紙1に記載する再資源化施設に、道路の工事であることを明示して搬入する建設廃棄物とする。

2 再生材の使用量及び種類

(1) 工事で使用する再生材の量

ア 工事で使用する再生材の量は、原則として本工事で発生し、本特記仕様書1-(2)で規定する再資源化施設に搬入するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材等の建設廃棄物の量と同量程度とする。

イ 本工事で発生する建設廃棄物の量を超えて再生材を使用する場合、または建設廃棄物が発生しない工事であっても、工事で再生材を使用する場合は、本特記仕様書1-(2)で規定する再資源化施設で製造する再生材を使用するものとする。

(2) 工事で使用できる再生材の種類

ア 工事で使用できる再生材は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材とする。

イ その他設計書で指定された再生材及び市長が特に認めた再生材。

3 建設廃棄物の処分

(1) 再利用可能な建設廃棄物の処分

本工事で発生して排出される建設廃棄物のうち、再利用可能とするアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材は、本特記仕様書1-(2)で規定する再資源化施設に搬入し、処分するものとする。

ただし、再資源化施設への搬入にあたっては、その再資源化施設が再資源化にあたって除外する土砂・木片・ごみ等の廃棄物の混入が無いよう出来るだけ工事現場で分別して搬入するものとする。

(2) 再利用不可能な建設廃棄物の処分

再利用不可能な建設廃棄物(建設汚泥を含む)は、別紙「建設副産物の利用及び受入の条件」の「2 再利用不可能な建設廃棄物(建設汚泥を含む)」別紙2に記載する処分場に搬入し、処分するものとする。

ただし、処分にあたっては、各処分場が定める「受入品目」を確認して処分するものとする。

4 建設発生土の処分

本工事で発生し、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づき指定処分するとされた建設発生土は、再生資源利用促進法第10条に規定する、判断の基準を定める省令第4条別表第1に規定する第1種～第4種に分類される状態のもので、処分にあたっては、別紙「建設副産物の利用及び受入の条件」の「3 建設発生土」別紙3の建設発生土の各指定処分地のうち、○印を附して指定された受入地に搬入するものとし、指定受入地の受入日、受入時間等条件を遵守すること。

5 建設発生木材(伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するもの)の処分

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として横浜市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の再資源化施設へ搬出すること。

6 その他

建設副産物の処理に関する個別の事項で、不明の場合は必ず本市監督員の確認を受けること。

建設副産物の利用及び受入の条件

1 再資源化施設(再利用可能な建設廃棄物)

平成22年4月1日

2 再利用不可能な建設廃棄物(建設汚泥を含む)

平成22年4月1日

廃棄物処分場(受入地)	南本牧 廃棄物最終処分場		株式会社 ヨコハマ全建	栄伸産業 株式会社		
搬入手続き先	(財)横浜市 資源循環公社		ヨコハマ全建	栄伸産業		
問合せ先	資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課		ヨコハマ全建	栄伸産業		
電話番号	671-2511~2515		772-2666	(044) 366-2444		
所在地	中区南本牧4番地		神奈川区松ヶ丘 58-15	川崎市川崎区扇島 6-6		
受入事務所	資源循環公社 223-2021 管理事務所		金沢区鳥浜町 10-2	川崎市川崎区扇島 5-10		
電話番号	625-9647		772-2666	(044) 366-2444		
受入品目	再利用不可能な 建設廃棄物(流動性 の無い建設汚泥を 含む)		建設汚泥	建設汚泥		
受入廃棄物の大きさ	30×30×30cm 以下					
受入日	通年		通年	通年		
受入時間	8:45~12:00 13:00~16:00		0:00~24:00	0:00~24:00		
休業日	日曜日 土曜日 祝日 年末年始		無し	日曜日		
(注) 本表は処分場の休業日のみを表示						
その他、雨天等により場内の状況が悪いとき、その他受入地及び施設の都合による場合。 (それぞれの中継所管理事務所に確認のこと。)						
許可番号	56-00-011565		56-20-022387	57-20-017413		

3 建設発生土

平成22年4月1日

建設発生 土 受入地の 選定	本工事で指定する建設発生土の受入地（指定する受入地に○印を付す。）				
	(○印記入欄)	(○印記入欄)		(○印記入欄)	
大黒ふ頭中継所	幸浦中継所		幸浦中継所 〔広域利用〕		
搬入手続 き先	(財)横浜港埠頭公 社 671-0500	(財)横浜港埠頭公 社 671-0500		環境創造局 技術監理課	
問合せ先 電話番号	港湾局南本牧 事業推進担当 671-7305	港湾局南本牧 事業推進担当 671-7305		環境創造局 技術監理課 671-3692	
【中継所 連絡先】	鶴見区 大黒ふ頭20番地	金沢区 幸浦1丁目7番地		金沢区 幸浦1丁目7番地	
	大黒ふ頭中継所（ 搬入ゲート）	幸浦中継所（搬入 ゲート）		幸浦中継所（搬入 ゲート）	
	506-5986	771-8681		771-8681	
受入品目	第一～四種 建設発生土	第一～四種 建設発生土		第一～四種 建設発生土	
受入日	受入日 通年	受入日 通年		受入日 通年	
時期別 受入時間	* 夏時間 (3.1～10.31) 8:00～12:00 13:00～17:30 * 冬時間 (11.1～2.末日) 8:00～12:00 13:00～16:30 * 夜間(通年) 19:00～ 0:00 1:00～ 6:30	* 夏時間 (3.1～10.31) 8:00～12:00 13:00～17:30 * 冬時間 (11.1～2.末日) 8:00～12:00 13:00～16:30 * 夜間(通年) 19:00～ 0:00 1:00～ 6:30		* 夏時間 (3.1～10.31) 8:00～12:00 13:00～17:30 * 冬時間 (11.1～2.末日) 8:00～12:00 13:00～16:30	
休業日	日曜日 第2土曜日 第4土曜日 日曜日と祝日が重なった場合は、日曜日を休業日とし、振替休日は開業する。 年末年始 5月連休 旧盆など特別の休業日はそれぞれの中継所管理事務所に確認のこと。 その他、雨天等により場内の状況が悪いとき、その他受入地及び施設の都合による場合。 (それぞれの中継所管理事務所に確認のこと。)				

施工条件明示

施工条件明示については、次に定める事項を明示する。

(■印のついている項目)

明示事項	明示事項
■工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合について <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合について <input type="checkbox"/> 他機関との協議により、条件が付され当該工事の工程に影響がある場合について <input type="checkbox"/> 施工時間帯による作業上の制約はないものとし、制限を受ける場合には別途協議する <input type="checkbox"/> その他
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合について <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合について <input type="checkbox"/> 官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合について <input type="checkbox"/> その他
■ 周辺環境関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）関係について <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合について <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係について <input type="checkbox"/> その他
□ 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合について <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合について <input type="checkbox"/> 保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は制限がある場合について <input type="checkbox"/> その他
□ 工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 仮道路を設置する場合について <input type="checkbox"/> 仮道路の撤去及び原状復旧について <input type="checkbox"/> その他
□ 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合について <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合について <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合について <input type="checkbox"/> その他
□ 工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合について <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合について <input type="checkbox"/> その他)
■ その他	<input type="checkbox"/> 支給材料及び工事現場発生品がある場合について <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件について <input type="checkbox"/> 工法等を指定する場合について <input checked="" type="checkbox"/> その他

1 工程関係

- ・本線上の工事は夜間施工（片側交互交通規制）とします。ただし、交通管理者、地元住民などとの調整により、変更が生じことがあります。

2 周辺環境関係

- ・現場周辺に民家がある場所での施工となりますので、騒音、振動及び粉塵など周辺環境に十分配慮して施工してください。

3 その他

- ・施工前、施工時に橋梁の形状、状態を十分確認し、設計条件と相違がある場合は監督員に報告してください。

コリンズ新登録における取扱い特記仕様書

平成 21 年 8 月 18 日制定

請負人は、受注時、又は変更時において、工事請負代金額が 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（C O R I N S）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、監督員の記名・押印及び電子メールアドレスの記入を受けた後、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜（財）日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録をしなければならない。ただし、工事請負代金額 500万円以上 2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

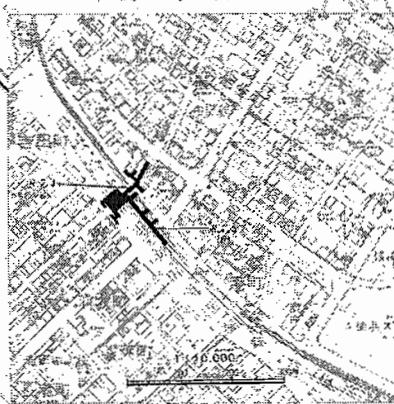
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

案内図

工事場所

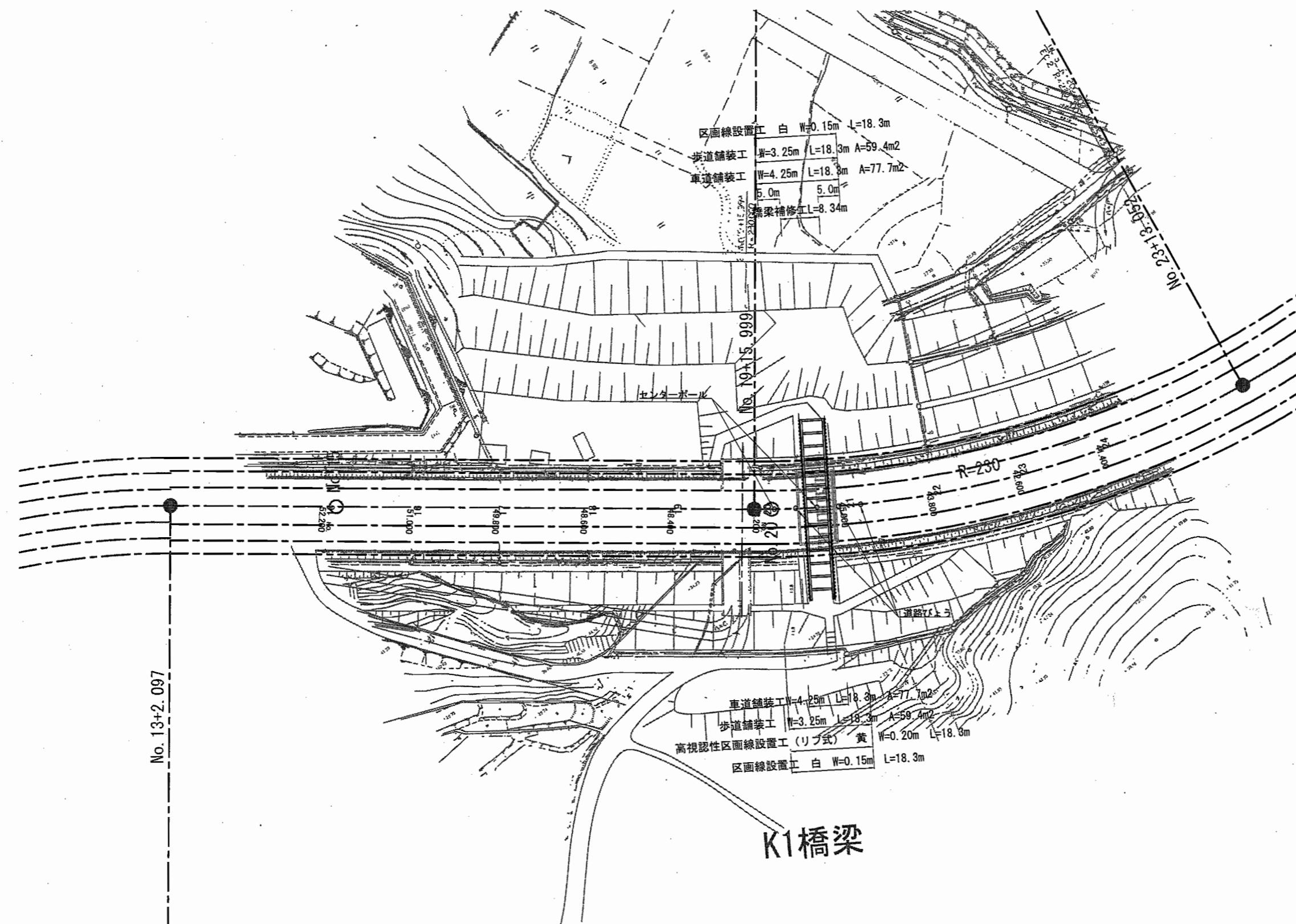
取沢町

(1) 基図は、平成18年3月作成
 (2) 市・区・町界・町名等は平成20年11月現在



平 面 図(その 1)

K1 橋



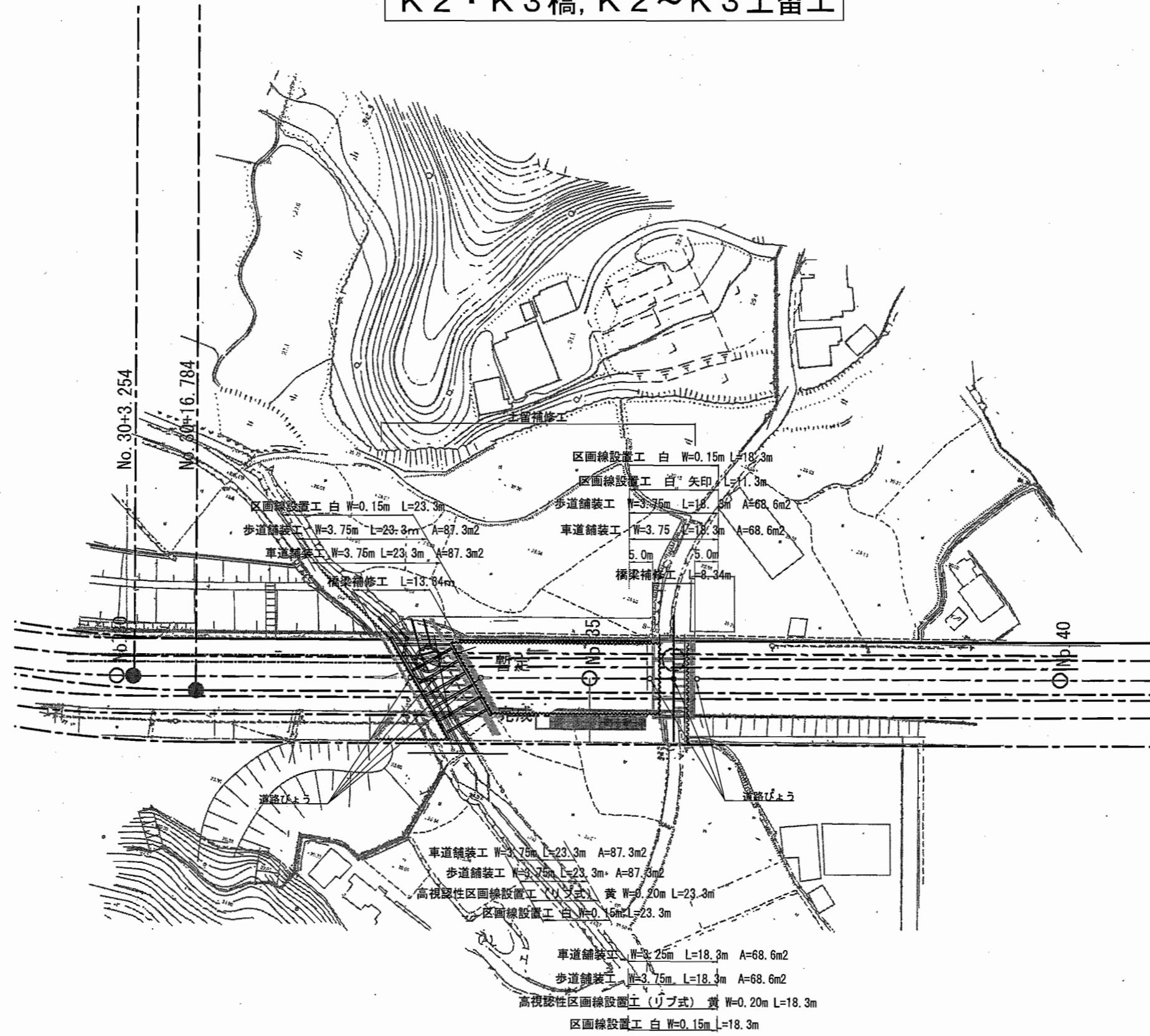
- ※センター・ポール（2箇所）、道路びよう（3箇所）は一時撤去、再設置とする。
- ※ガードレールは、撤去しない。
- ※緑石は、撤去しない。

平成 年度	路 線 名	都市計画道路舞岡北舞線(上郷地区)		
工 事 名	都市計画道路舞岡北舞線(上郷地区) 既設橋梁等補修・補強工事			
工 事 範 所	柴谷上郷町522番地先から701番地先まで			
図 面 名	平 面 図(その1)			
縮 尺	1/1000	図面番号	1 / 10	
設 計 年 月	平成 22 年 11 月			

平面図(その2)

S=1/1000

K2・K3橋, K2~K3土留工



K2橋梁

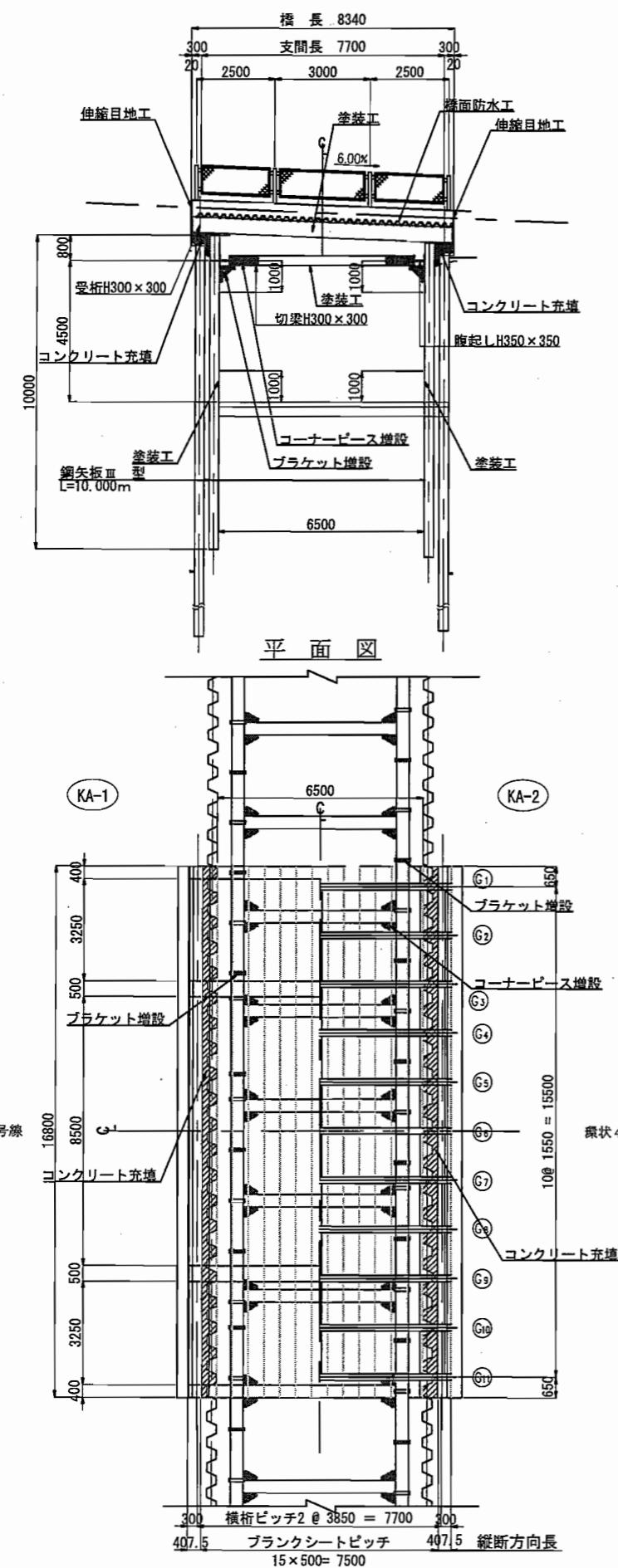
K3橋梁

※道路びょう(7箇所)は一時撤去、再設置とする。

平成 年度	路線名	都市計画道路舞岡上郷線(上郷地区)
工事名		都市計画道路舞岡上郷線(上郷地区) 既設橋梁等補修、補強工事
工事箇所		栄区上郷町522番地先から701番地先まで
図面名		平面図(その2)
縮尺	1/1000	図面番号 2/10
設計年月	平成 22年 11月	

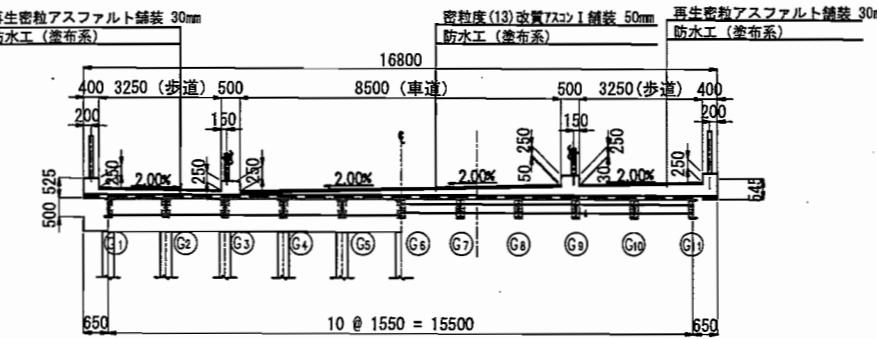
K1 仮設橋補修補強一般図 S=1/200

側面図



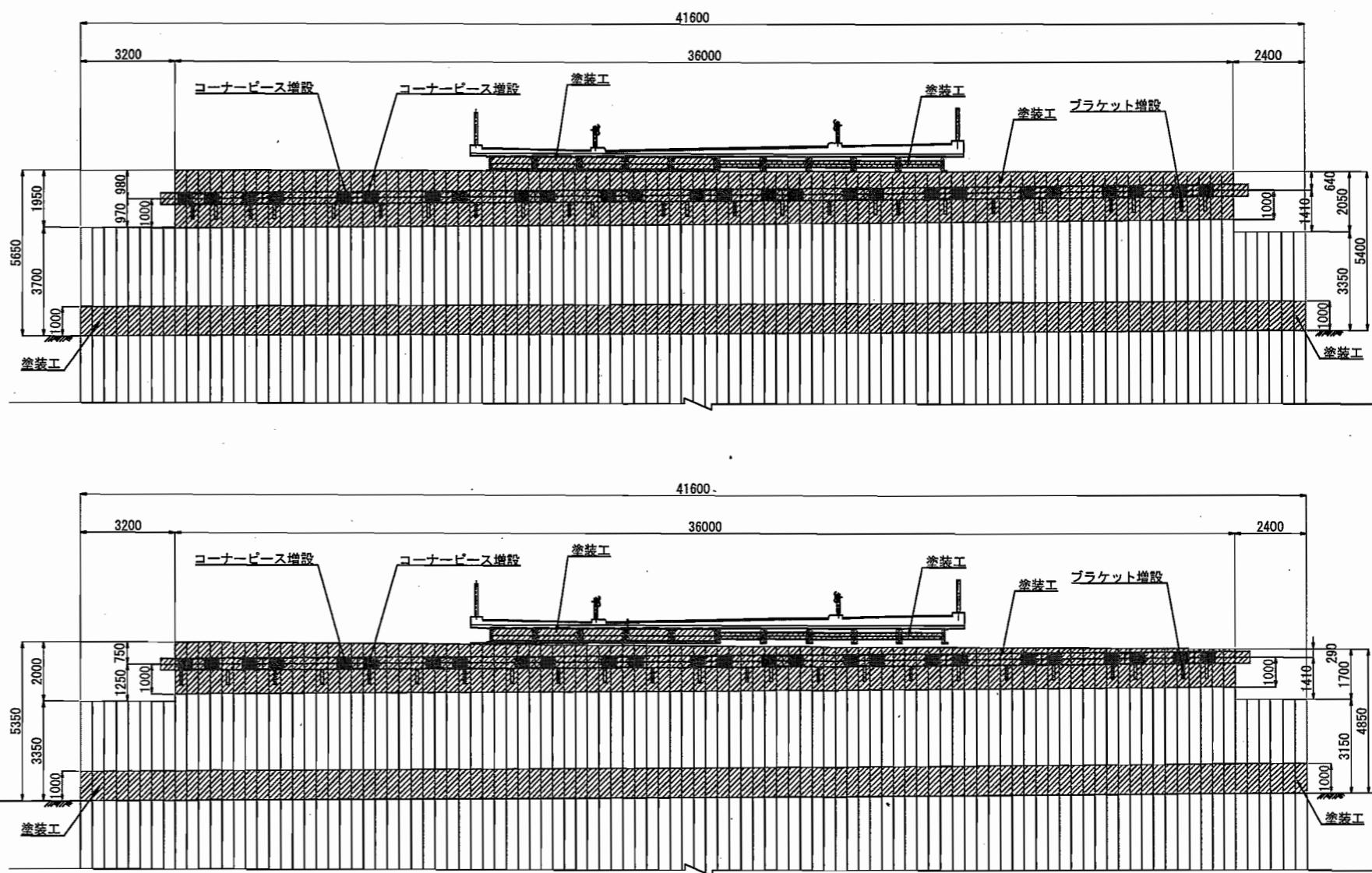
断面図

支点上 支間中央



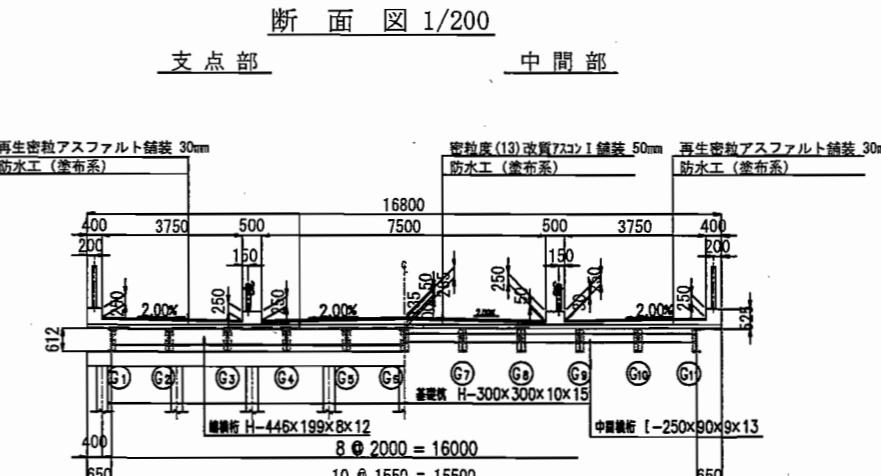
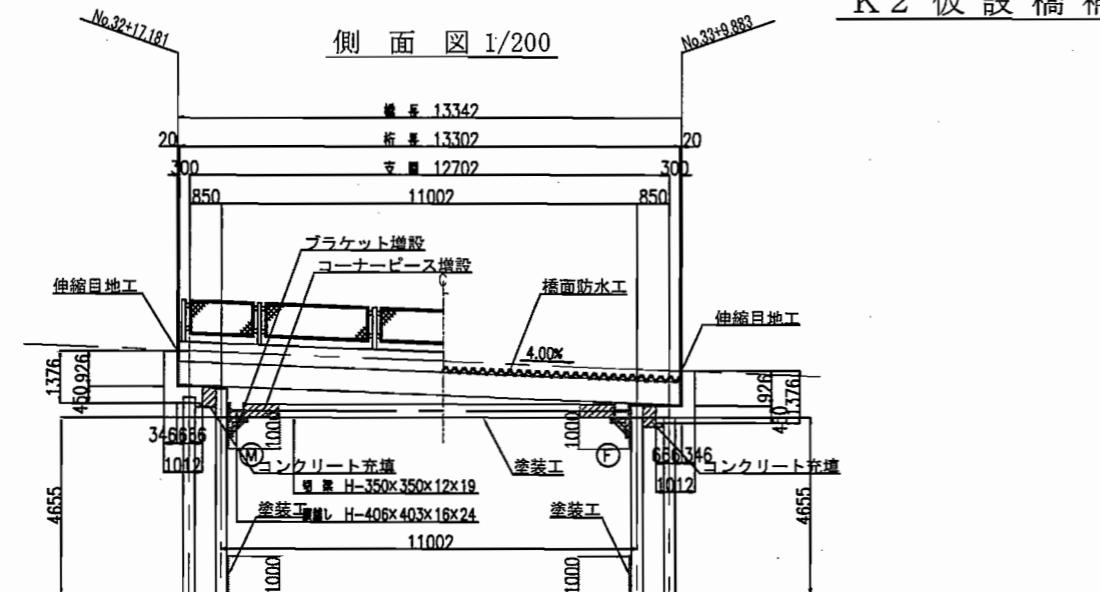
※塗装系は、Ra-Ⅲ系とする。
※コンクリート充填はH鋼下面にモルタル、
橋座面は、コンクリート ($\sigma_{ck}=24N/mm^2$) とする。

平面 図



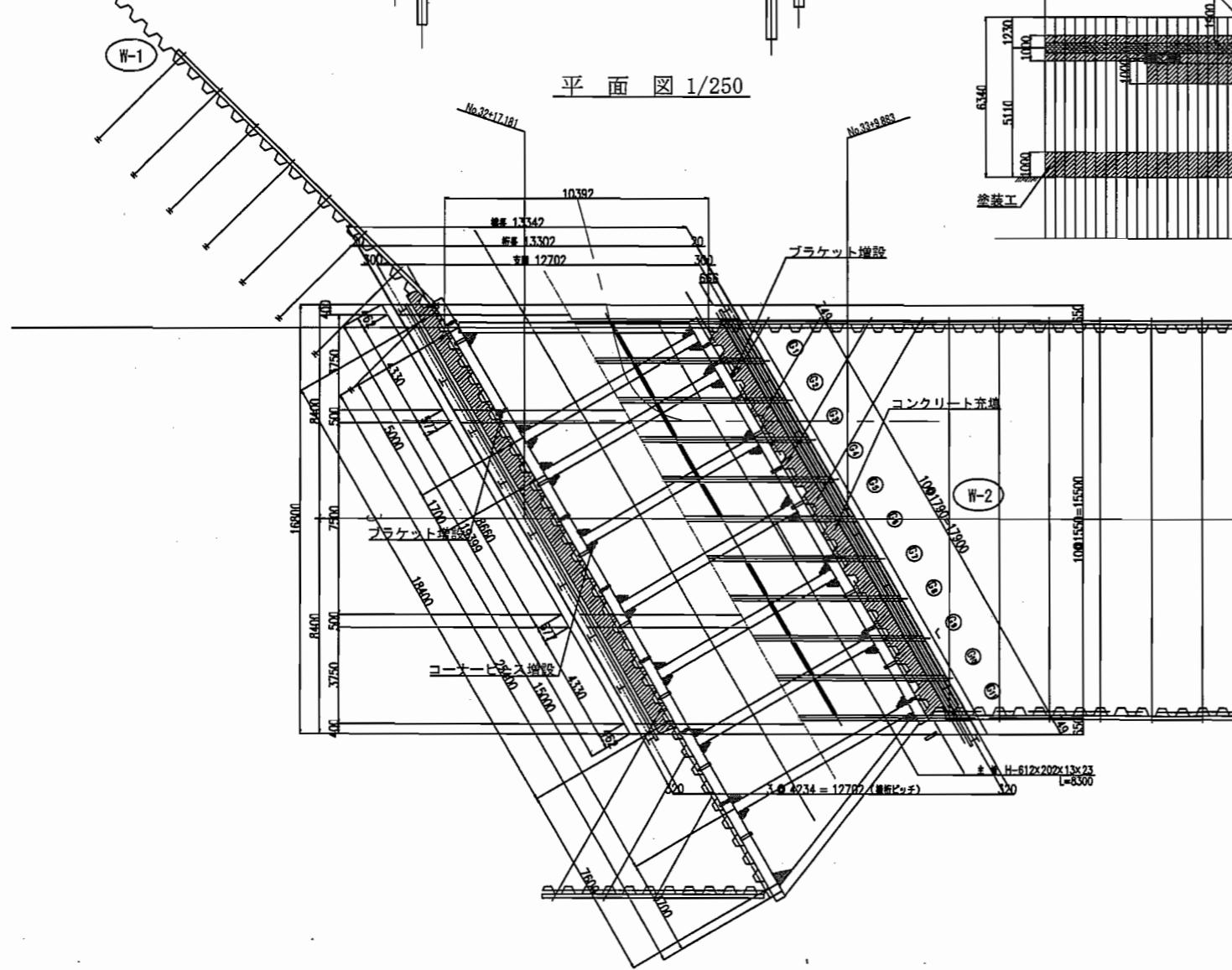
平成 年度	路 線 名	都市計画道路岡上郷線(上郷地区)	
工 事 名	都市計画道路岡上郷線(上郷地区) 既設橋梁等補修・補強工事		
工 事 範 所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで		
図 面 名	K1仮設橋補修補強一般図		
縮 尺	1/200	図面番号	3/10
設 計 年 月	平成 22 年 11 月		
横浜市道路局建設部建設課			

K2 仮設橋補修補強一般図

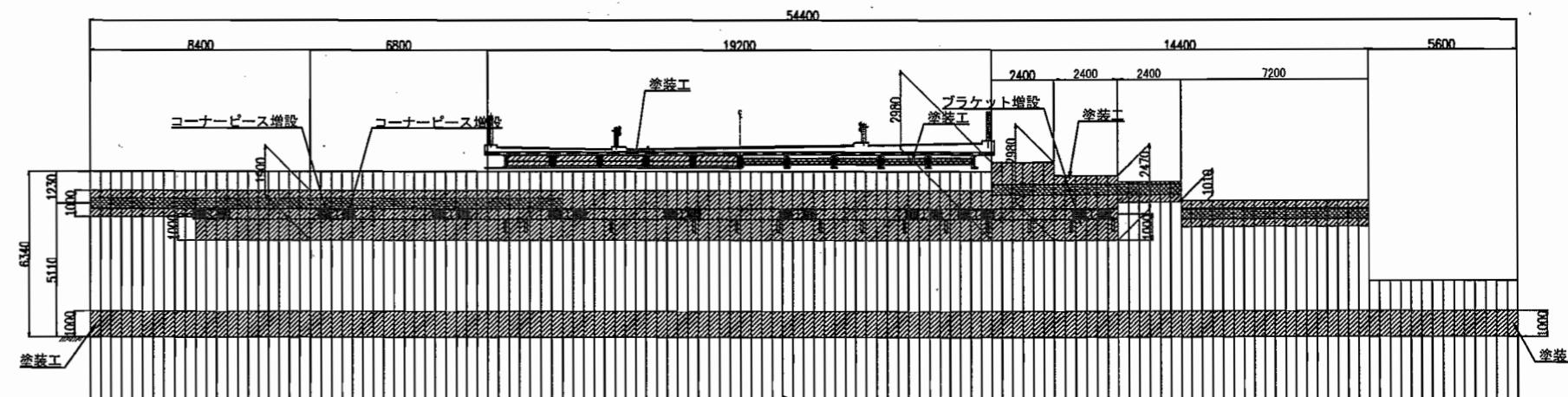


※塗装系は、Ra-III系とする。
※コンクリート充填はH鋼下面にモルタル、
橋座面は、コンクリート ($\sigma_{ck}=24N/mm^2$) とする。

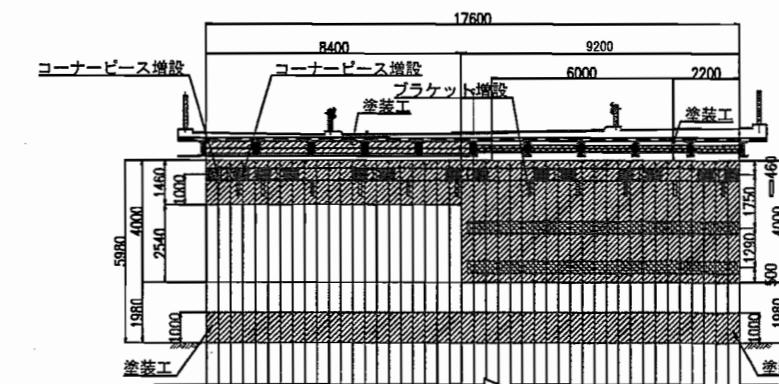
平 面 図 1/250



W1 1/250

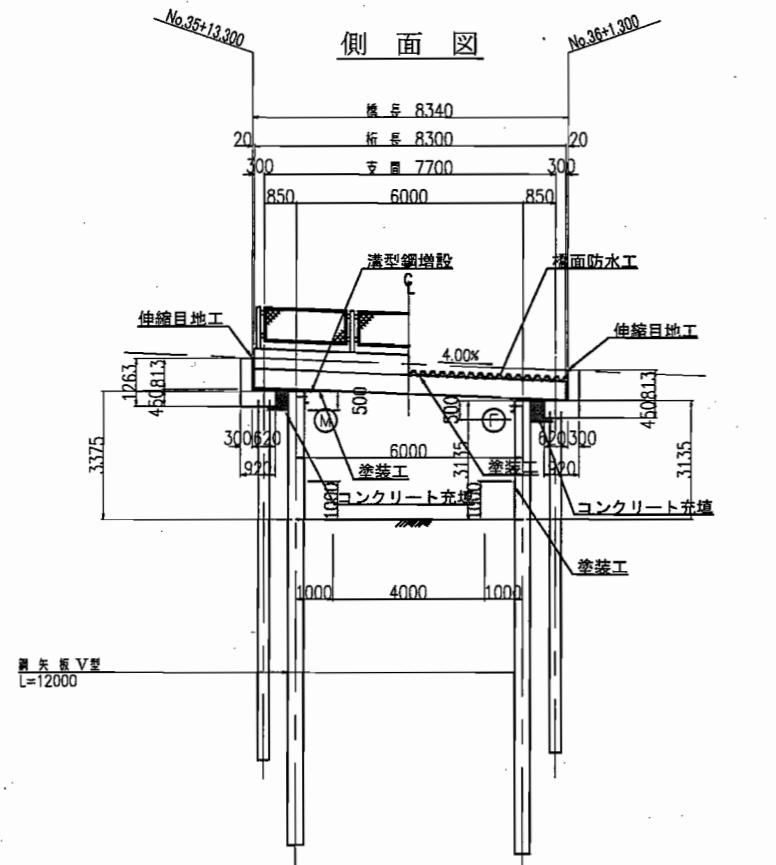


W2 1/25

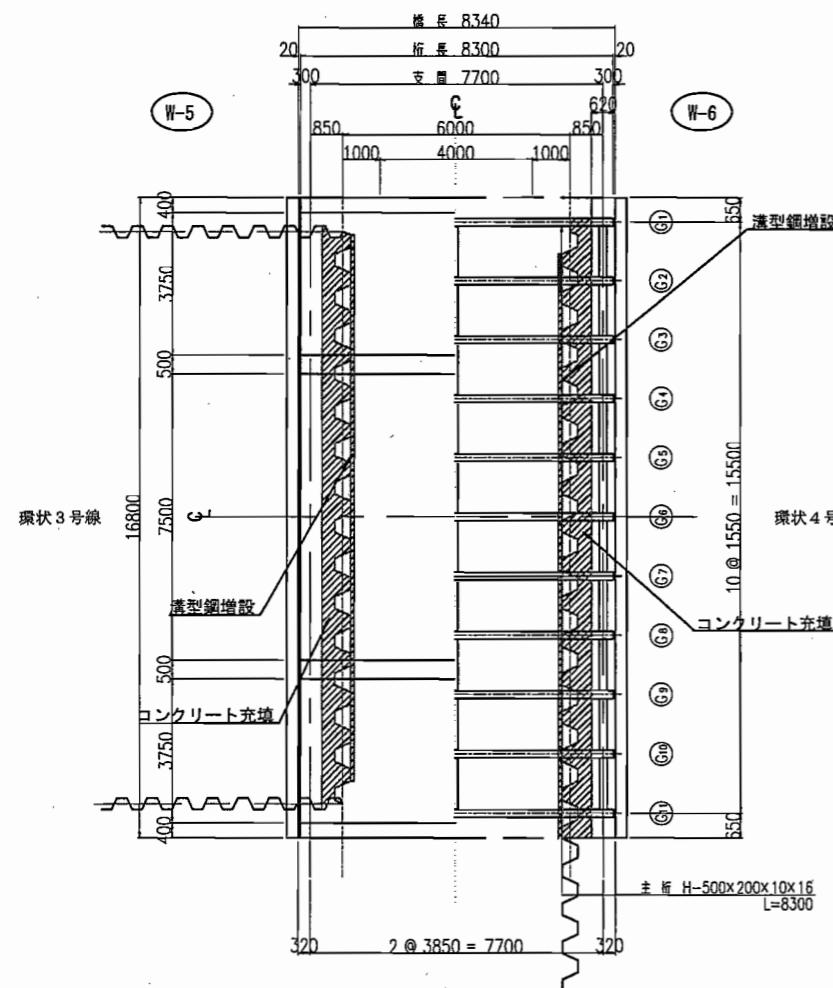


平成 年度	路 線 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）		
工 事 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区） 既設橋梁等補修、補強工事			
工 事 箇 所	栄区上郷町5 22番地先から701番地先まで			
図 面 名	K2仮設橋補修補強一般図			
縮 尺	図示	図面番号	4 / 10	
設 計 年 月	平成 22 年 11 月			

K3 仮設橋補修補強一般図 S=1/200



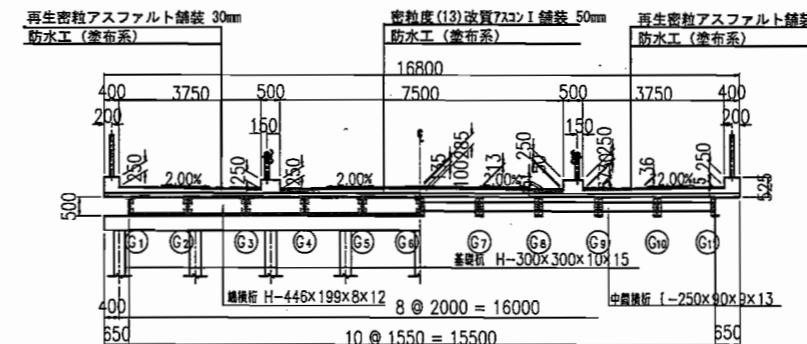
平面図



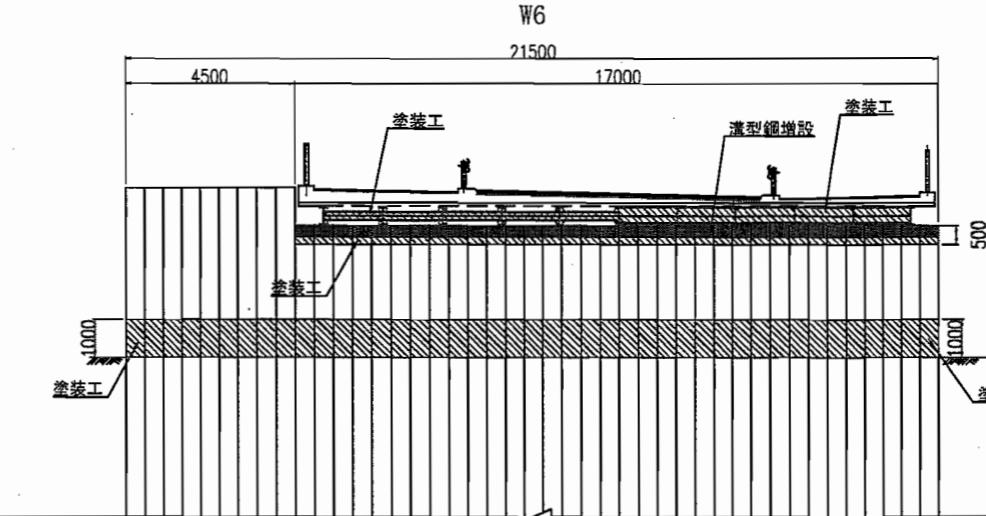
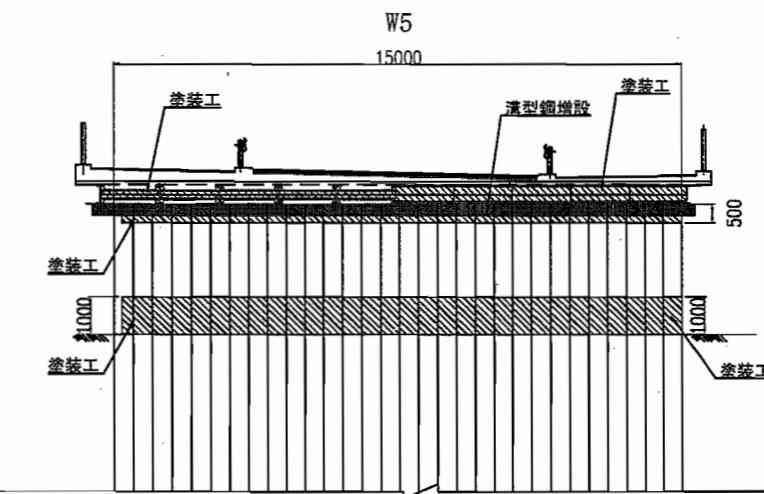
断面図

支点法

中間部



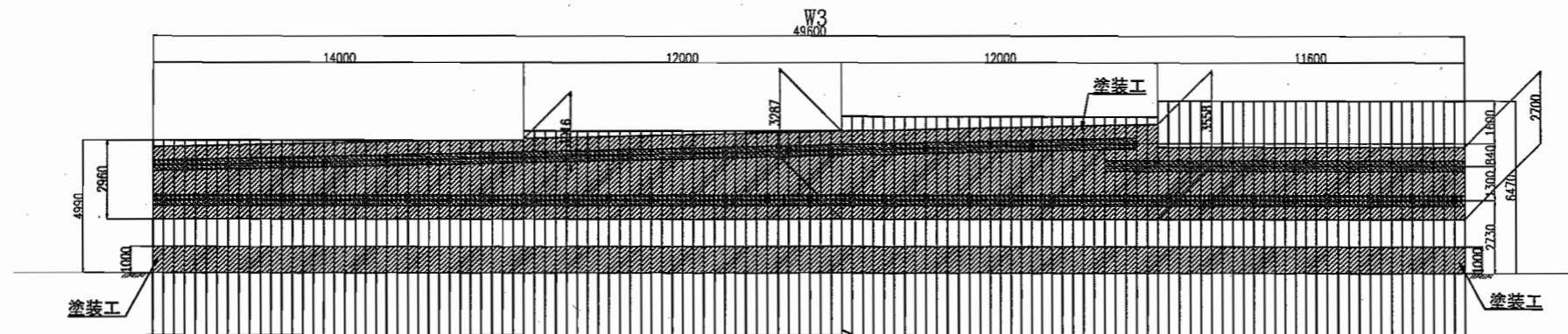
※塗装系は、Ra-Ⅲ系とする。
※コンクリート充填はH鋼下面にモルタル、
橋面は、コンクリート ($\sigma_{ck}=24N/mm^2$) とする。



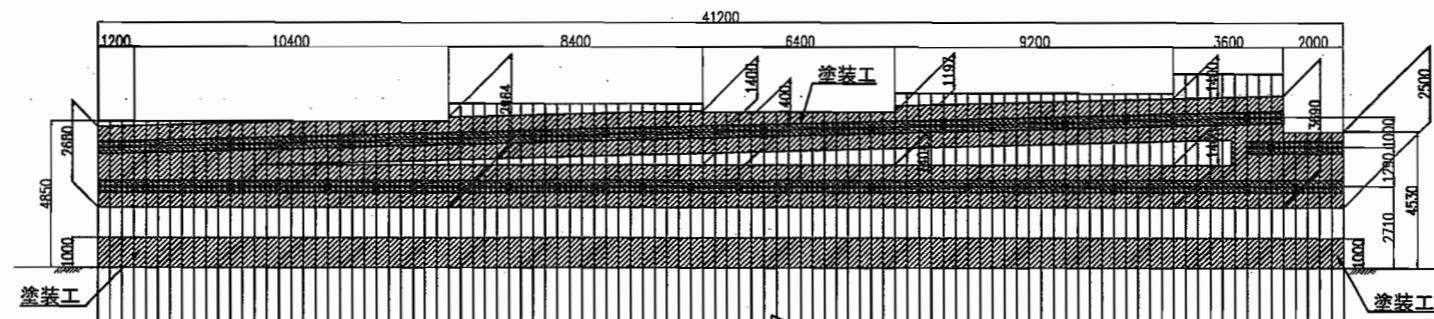
平成 年度	路 線 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）	
工 事 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）既設橋梁等補修・補強工事		
工 事 節 所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで		
図 面 名	K3仮設橋補修補強一般図		
縮 尺	1/200	図 面 番 号	5 / 10
設 計 年 月	平成 2.2 年 11 月		
横浜市道路局建設部建設課			

K2-K3 土留工補修補強一般図 S=1/250

側面図

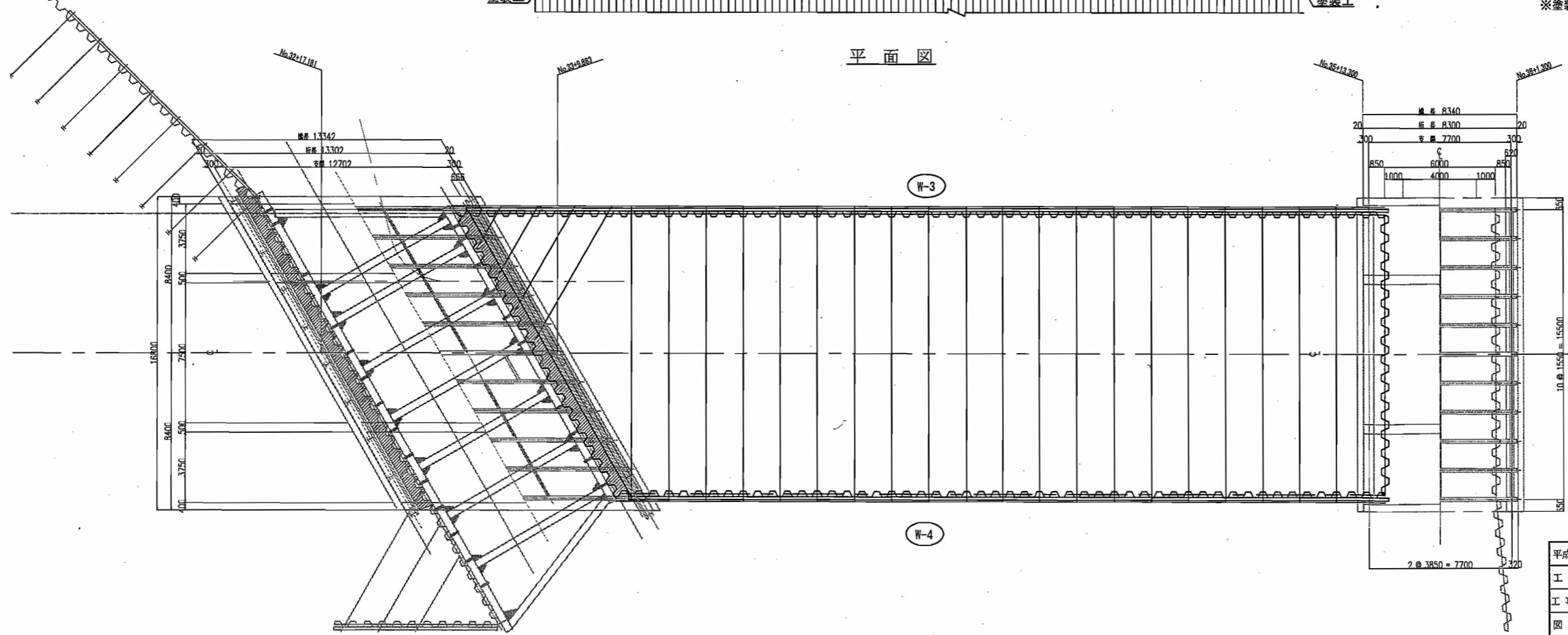


W4



*塗装系はRa-IIIとする。

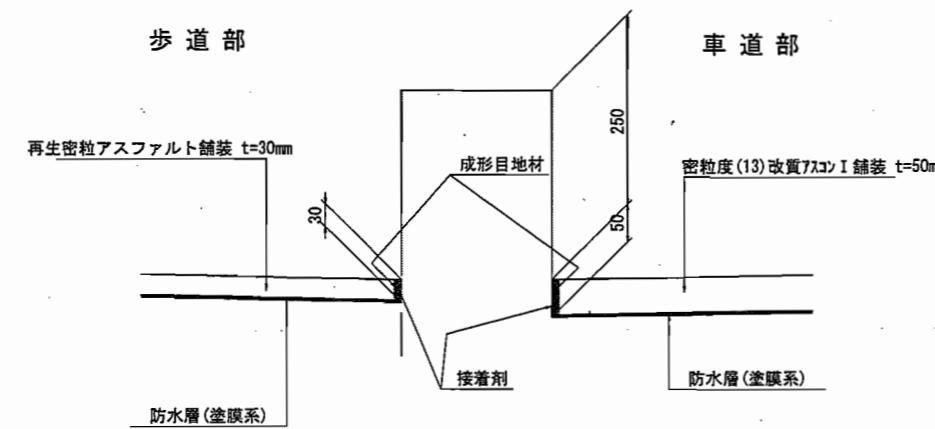
平面圖



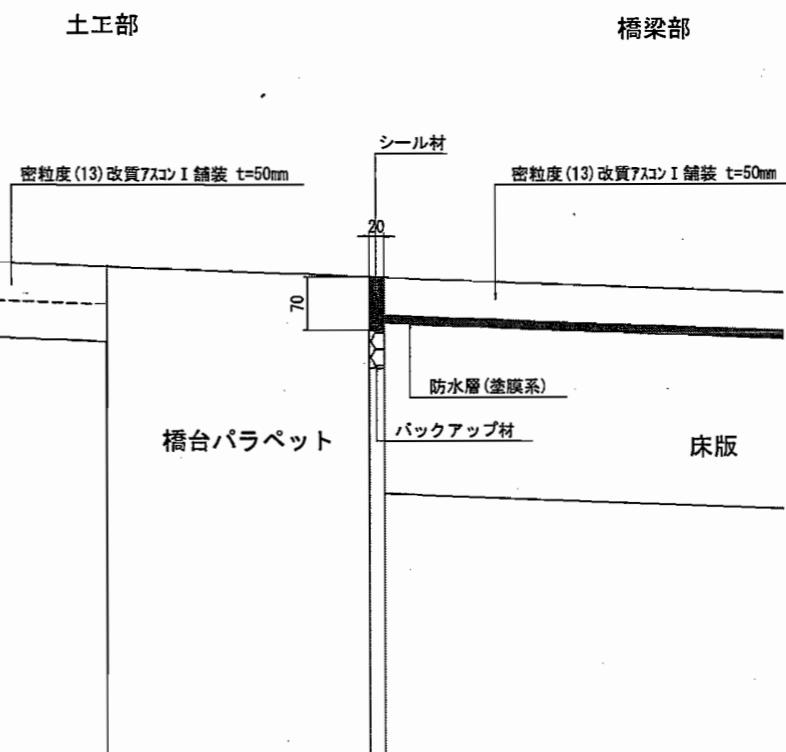
平成 年度	路 線 名	都市計画道路舞岡上跡線（上郷地区）		
工 事 名	都市計画道路舞岡上跡線（上郷地区）既設橋梁等補修・補強工事			
工 事 範 所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで			
図 面 名	K 2-K 3 土留工補修補強一般図			
縮 尺	1/250	図面番号	6 / 10	
設 計 年 月	平成 22 年 11 月			

橋面防水および伸縮目地工詳細図 S=1/10

防水層断面図



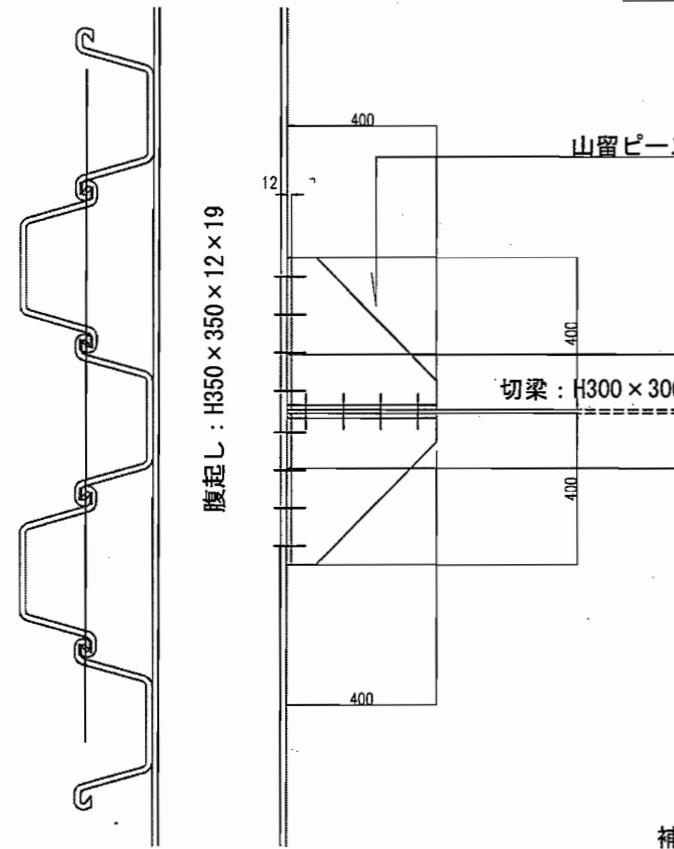
伸縮目地工断面図



平成 年度	路線名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）
工事名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区） 既設補強等補修・補強工事	
工事箇所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで	
図面名	橋面防水および伸縮目地工詳細図	
縮尺	図面番号	7/10
設計年月	平成 22年 11月	
横浜市道路局建設部建設課		

補修補強鋼材詳細図(その1:K1橋) S=1/20

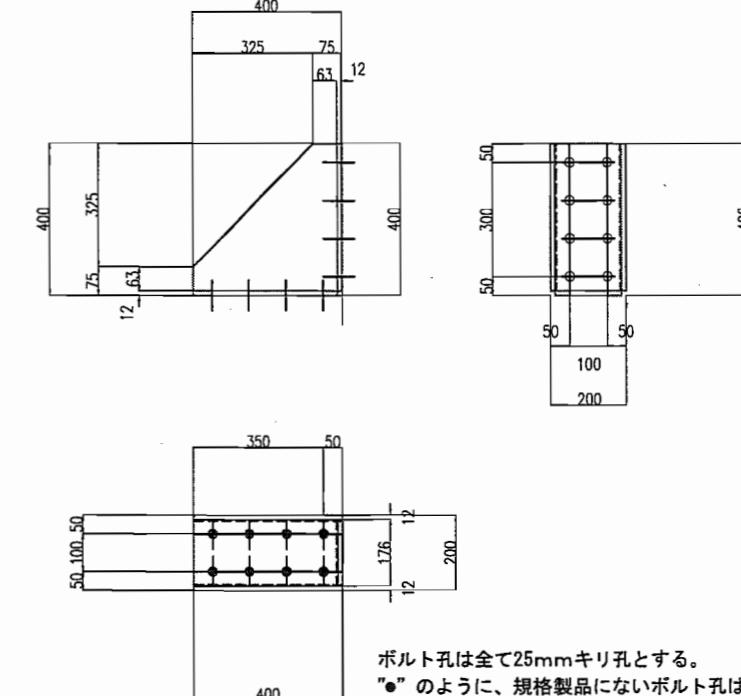
補強材取付平面図



補強材取付側面図

Technical drawing illustrating a structural connection. On the left, a horizontal flange plate labeled "切梁 : H300 × 300" is shown being bolted to a vertical column flange labeled "腹起し : H350 × 350 × 12 × 19". The connection is secured with multiple bolts. Dimensions indicated are 400, 400, 400, and 12. A label "山留ピース" points to a specific part of the connection.

隅部ピース詳細図



ボルト孔は全て25mmキリ孔とする。
"●" のように、規格製品にないボルト孔は削孔すること。

The diagram illustrates a foundation structure with the following dimensions and features:

- Top Beam:** H350 x 350 x 12 x 19
- Side Wall:** 山留壁 (Earth Retaining Wall) with a thickness of 350.
- Reinforcement:** A rectangular reinforcement cage is positioned between the top beam and the side wall. It has a height of 350 and a width of 400. The cage is secured to the top beam with 8 bolts and to the side wall with 4 bolts.
- Base Reinforcement:** A horizontal reinforcement bar is placed at the bottom, spanning a length of 500. It is secured to the side wall with 4 bolts.
- Soil Retention:** The side wall is labeled "土留め壁".

腹起し : H350 × 350 × 12 × 19

山留ピース

切梁 : H300 × 300

50

144

85

400

4

500

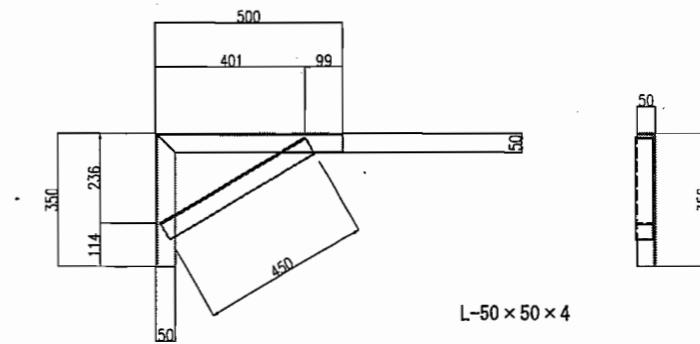
4

4

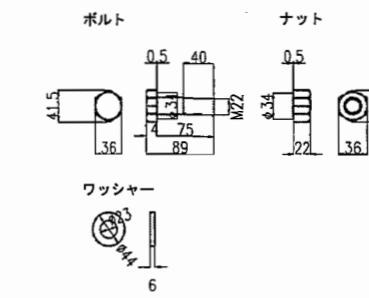
現場溶接箇所は素地調整を実施すること。

土留め壁

ブラケット詳細図：腹起取付ブラケット



ボルトナット (F10T, L=75) : s=1/10

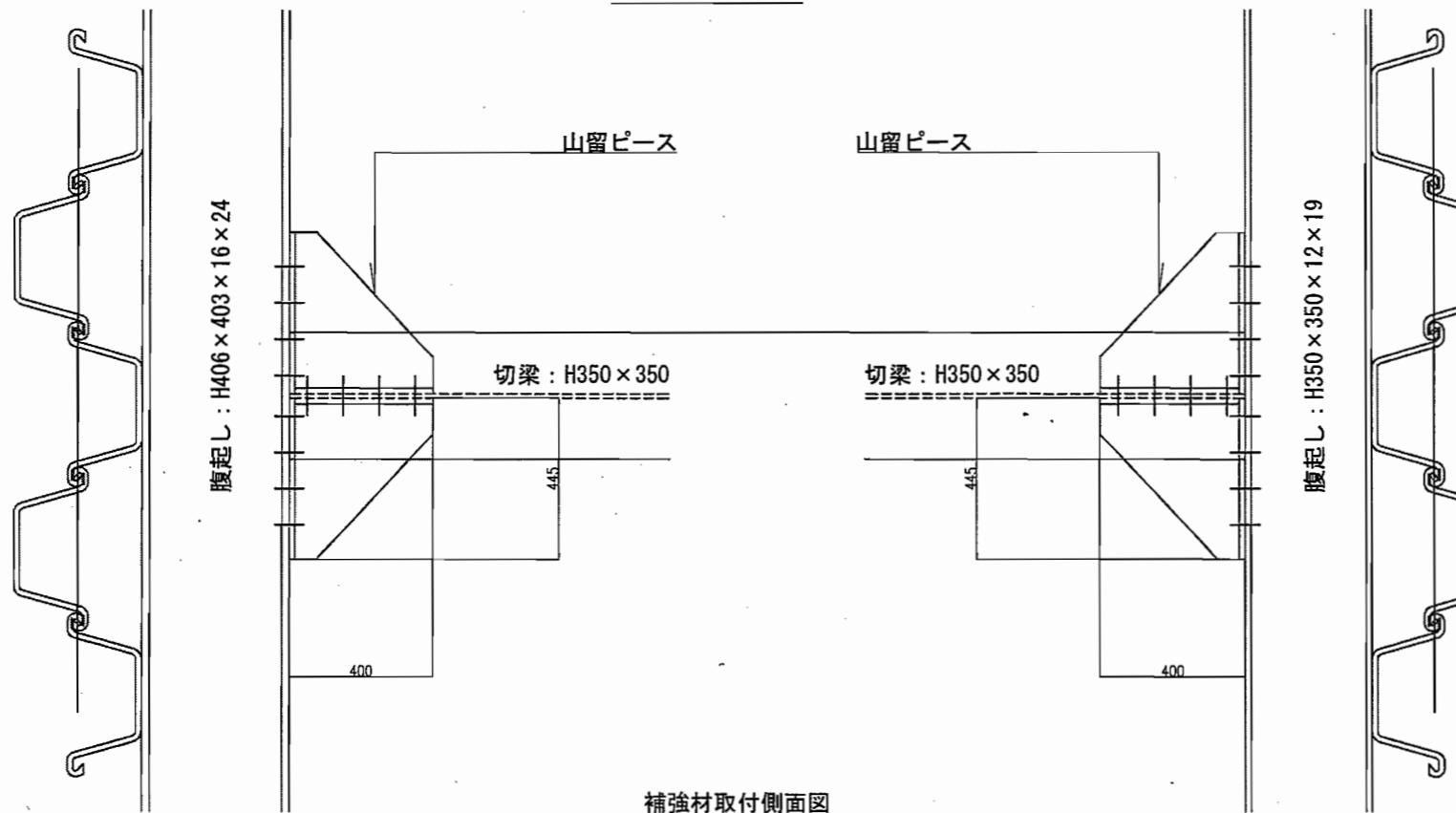


*特記なき部材はすべてSS400とする。

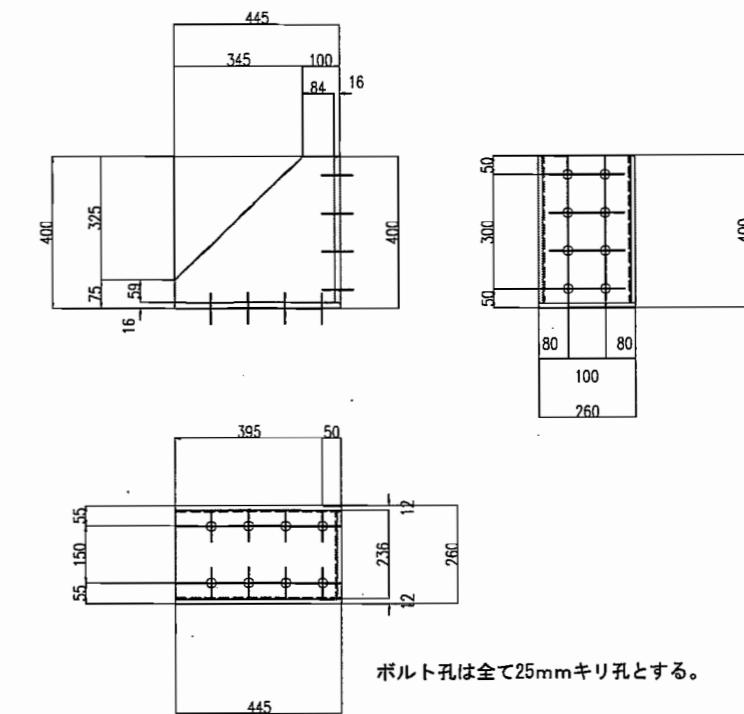
平成 年度	路 線 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）	
工 事 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）既設橋梁等補修・補強工事		
工事箇所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで		
図面名	補修補強鋼材詳細図(その1:K1橋)		
縮 尺		図面番号	8 / 10
設計年月	平成 22 年 11 月		

補修補強鋼材詳細図(その2:K2橋) S=1/20

補強材取付平面図



隅部ピース詳細図



補強材取付側面図

腹起し : H406 × 403 × 16 × 24

山留ピース

切梁 : H350 × 350

ブラケット

350

4V

4V

4V

500

4V

4V

4V

500

350

腹起し : H350 × 350 × 12 × 19

山留ピース

切梁 : H350 × 350

400

155 155 155 155

155 155 155 155

25

4V

4V

4V

500

4V

4V

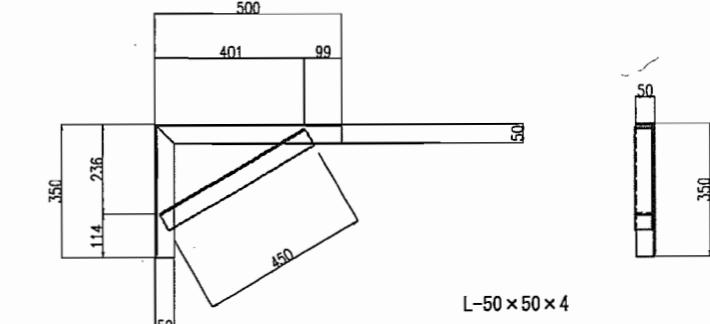
4V

土留め壁

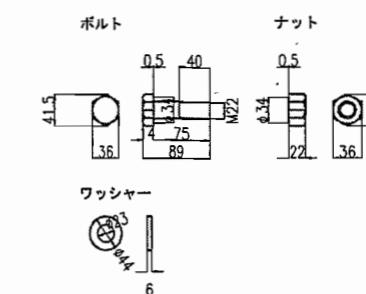
土留め壁

現場溶接箇所は素地調整を実施すること。

ブラケット詳細図：腹起取付ブラケット



ボルトナット (E10T-L=75) : s=1/10

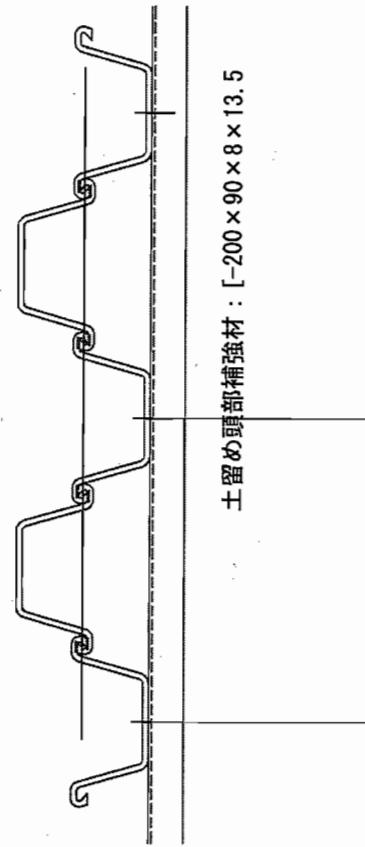


*特記なき部材はすべてSS400とする。

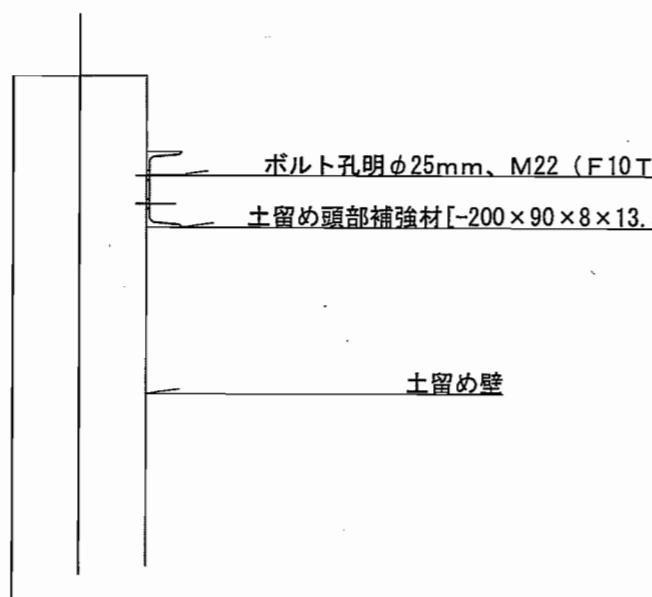
平成 年度	路 線 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）		
工 事 名	都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）既設樋渠等補修、補修工事			
工 事 範 所	栄区上郷町522番地先から701番地先まで			
図 面 名	補修補強鋼材詳細図(その2:K2橋)			
縮 尺		図面番号	9	/10
設 計 年 月	平成 22 年 11 月			

補修補強鋼材詳細図(その3:K3橋) S=1/20

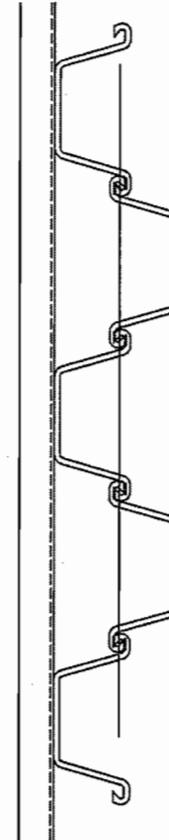
補強材取付平面図



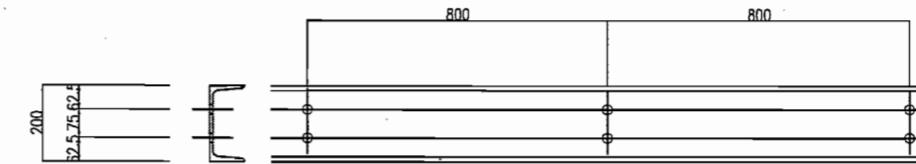
補強材取付側面図



土留め頭部補強材 : [-200 x 90 x 8 x 13.5]

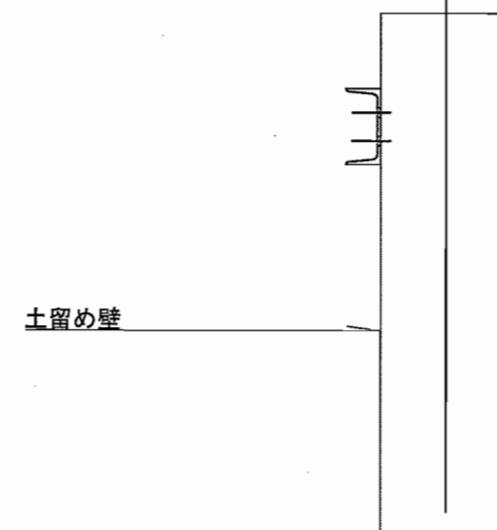
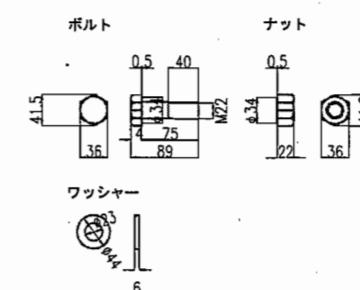


K3仮橋土留頭部補強材(溝型鋼)詳細図



ボルト孔は全て25mmキリ孔とする。

ボルトナット (F10T, L=75) : s=1/10



※特記なき部材はすべてSS400とする。

平成 年度	路線名	都市計画道路舞岡上郷線(上郷地区)
工事名		都市計画道路舞岡上郷線(上郷地区) 既設擁壁等補修・補強工事
工事箇所		栄区上郷町522番地先から701番地先まで
図面名		補修補強鋼材詳細図(その3:K3橋)
縮尺		図面番号 10/10
設計年月		平成22年11月
横浜市道路局建設部建設課		